



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県経営戦略部
総務課法務文書室

定期第4038号 平成28年12月22日発行

目次

は県例規集登載

【条例】

番号	表題	担当課名
6 1	理容師法施行条例の一部を改正する条例	県民くらし安全局 安全衛生課
6 2	美容師法施行条例の一部を改正する条例	同
6 3	住民基本台帳法施行条例の一部を改正する 条例	地方創生局 市町村課
6 4	職員の給与に関する条例及び一般職の任期 付研究員の採用等に関する条例の一部を改 正する条例	人事課
6 5	知事等の給与に関する条例の一部を改正す る条例	同
6 6	企業職員の給与の種類及び基準に関する条 例の一部を改正する条例	同
6 7	病院事業職員の給与の種類及び基準に関す る条例の一部を改正する条例	同
6 8	雇用保険法等の一部を改正する法律の施行 に伴う関係条例の整備に関する条例	職員厚生課
6 9	徳島県控除対象特定非営利活動法人を定め る条例	県民環境政策課
7 0	徳島県都市公園条例の一部を改正する条例	都市計画課
7 1	徳島県住環境未来創造基金条例	住宅課

【 条例 】

番 号	表 題	担当課名
7 2	徳島県治水及び利水等流域における水管理 条例	河川整備課
7 3	徳島県港湾施設管理条例の一部を改正する 条例	運輸政策課 港湾空港経営室
7 4	徳島県学校職員給与条例の一部を改正する 条例	教育委員会
7 5	徳島県地方警察職員の給与に関する条例及 び一般職の任期付研究員の採用等に関する 条例の一部を改正する条例	公安委員会

【公布された条例等のあらまし】

理容師法施行条例の一部を改正する条例（条例第六十一号）

- 一 出張理容（理容所以外の場所において理容の業を行うことをいう。以下同じ。）を行おうとする者は、あらかじめ、知事に届け出なければならぬこととした。
- 二 出張理容を行う者は、消毒薬及び消毒器具を携帯することその他の衛生上の措置を講じなければならないこととした。
- 三 知事は、出張理容の衛生を確保するため必要があるときは、立入検査を行うことができることとした。
- 四 知事は、一により届出をしなければならない者が届出をしないで出張理容を行った場合等には、その旨を公表することができることとした。
- 五 理容所には、その作業場に、洗髪のための流水式の設備を設けなければならないこととした。

六 その他所要の改正を行うこととした。

七 この条例は、平成二十九年四月一日から施行することとした。

八 一及び五について、所要の経過措置を講ずることとした。

美容師法施行条例の一部を改正する条例（条例第六十二号）

- 一 出張美容（美容所以外の場所において美容の業を行うことをいう。以下同じ。）を行おうとする者は、あらかじめ、知事に届け出なければならぬこととした。
- 二 出張美容を行う者は、消毒薬及び消毒器具を携帯することその他の衛生上の措置を講じなければならないこととした。
- 三 知事は、出張美容の衛生を確保するため必要があるときは、立入検査を行うことができることとした。
- 四 知事は、一により届出をしなければならない者が届出をしないで出張美容を行った場合等には、その旨を公表することができることとした。
- 五 美容所には、その作業場に、洗髪のための流水式の設備を設けなければならないこととした。

六 その他所要の改正を行うこととした。

七 この条例は、平成二十九年四月一日から施行することとした。

八 一及び五について、所要の経過措置を講ずることとした。

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例（条例第六十三号）

- 一 本人確認情報を利用することができる事務を定めることとした。
- 二 本人確認情報を提供する知事以外の執行機関及び事務を定めることとした。
- 三 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から施行することとした。

職員の給与に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（条例第六十四号）

一 職員の給与に関する条例の一部改正

1 給料表の改定

全ての給料表について、若年層に重点を置きながら全ての号俸において給料月額を引き上げることとした。

2 諸手当の改定

- (一) 初任給調整手当について、医療職給料表(一)の適用を受ける医師及び歯科医師に對する支給月額限度額を四十一万三千八百円に引き上げることとした。
- (二) 扶養手当について、子以外の扶養親族に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の等級が九級であるもの等に対しては支給しないこととするとともに、配偶者に係る扶養手当の月額を六千五百円(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の等級が八級であるもの等にあつては三千五百円)に引き下げ、子に係る扶養手当の月額を一万円に引き上げることとし、また、これに伴い、扶養手当に係る届出等について所要の改正を行うこととした。
- (三) 通勤手当について、特別急行列車等を利用し、その利用に係る特別料金を負担する職員に支給する特別急行列車等に係る通勤手当の額を、その者の通勤に要する特別料金等の額に相当する額とすることとした。
- (四) 勤勉手当について、十二月期の支給割合を百分の九十(特定幹部職員にあつては、百分の百十)に引き上げることとし、また、再任用職員の勤勉手当について、十二月期の支給割合を百分の四十二・五(特定幹部職員にあつては、百分の五十二・五)に引き上げることとした。
- (五) 勤勉手当について、六月期の支給割合を百分の八十五(特定幹部職員にあつては、百分の百五)に引き上げ、十二月期の支給割合を百分の八十五(特定幹部職員にあつては、百分の百五)に引き下げることとし、また、再任用職員の勤勉手当について、六月期の支給割合を百分の四十(特定幹部職員にあつては、百分の五十)に引き上げ、十二月期の支給割合を百分の四十(特定幹部職員にあつては、百分の五十)に引き下げることとした。

二 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正

1 給料表の改定

第一号任期付研究員に適用する給料表の一号俸及び二号俸並びに第二号任期付研究員に適用する給料表の給料月額を改定することとした。

2 期末手当の改定

- (一) 十二月期の支給割合を百分の百六十七・五に引き上げることとした。
- (二) 六月期の支給割合を百分の百六十二・五に引き上げ、十二月期の支給割合を百分の百六十二・五に引き上げることとした。

三 施行期日等

- 1 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、一の二の(二)、(三)及び(五)並びに二の二の(二)については、平成二十九年四月一日から施行することとした。
 - 2 一の1及び2の(一)並びに二の1については平成二十八年四月一日から、一の二の(四)及び二の二の(一)については同年十二月一日から適用することとした。
- 知事等の給与に関する条例の一部を改正する条例(条例第六十五号)

一 期末手当について、十二月期の支給割合を百分の百七十五に引き上げることとした。

二期末手当について、六月期の支給割合を百分の百五十五に引き上げ、十二月期の支給割合を百分の百七十に引き上げることとした。

三 給料月額について、平成二十九年四月から平成三十年三月までの間、知事にあつては百分の二十五を、副知事にあつては百分の十を、常勤の監査委員にあつては百分の五を、企業局長にあつては百分の五を減じた額とすることとした。

四 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、二及び三については、平成二十九年四月一日から施行することとした。

五 一については、平成二十八年十二月一日から適用することとした。

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（条例第六十六号）

一 企業局長が定める職員に対しては、子以外の扶養親族に係る扶養手当を支給しないこととした。

二 その他所要の改正を行うこととした。

三 この条例は、平成二十九年四月一日から施行することとした。ただし、一については、平成三十二年四月一日から施行することとした。

病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（条例第六十七号）

一 病院事業管理者が定める職員に対しては、子以外の扶養親族に係る扶養手当を支給しないこととした。

二 その他所要の改正を行うこととした。

三 この条例は、平成二十九年四月一日から施行することとした。ただし、二の一部については公布の日から、一については平成三十二年四月一日から施行することとした。

雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（条例第六十八号）

一 雇用保険法の一部改正に伴い、次に掲げる条例について所要の整備を行うこととした。

1 職員の退職手当に関する条例

2 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

3 病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例

二 この条例は、平成二十九年一月一日から施行することとした。

徳島県控除対象特定非営利活動法人を定める条例（条例第六十九号）

一 特定非営利活動法人グリーンバレー及び特定非営利活動法人「ふくろつこの森」を徳島県税条例第二十條の七第二項の条例で定める控除対象特定非営利活動法人とすることとした。

二 この条例は、公布の日から施行することとした。

徳島県都市公園条例の一部を改正する条例（条例第七十号）

一 道路交通法の一部改正に伴う所要の整備を行うこととした。

二 この条例は、平成二十九年三月十二日から施行することとした。

徳島県住環境未来創造基金条例（条例第七十一号）

一 未来の豊かな住環境の創造に向けた住生活の安定の確保及び向上の促進に資する事業に要する経費に充てるため、徳島県住環境未来創造基金（以下「基金」という。）

を設置することとした。

二 基金として積み立てる額は、予算で定める額とすることとした。

三 基金は、一の事業の財源に充てる場合に限り、処分することができることとした。

四 基金の管理、運用益金の処理等について、所要の規定を設けることとした。

五 この条例は、公布の日から施行することとした。

徳島県治水及び利水等流域における水管理条例（条例第七十二号）

一 総則

1 この条例は、地球温暖化に伴う気候変動等により発生が懸念される深刻な洪水等及び濁水から、県民の生命、身体及び財産を保護するため、豊かな自然環境の下で推進する治水及び利水をはじめとする流域における水管理について、基本理念を定め、県民、水利用者及び水利使用者の役割並びに県の責務を明らかにするとともに、流域における水管理の基本となる施策を定めることにより、本県ならではの流域における水管理を総合的かつ計画的に推進し、もって水災害に強い社会の構築を図り、県民の安全で豊かな暮らしの実現に寄与することを目的とすることとした。

2 流域における水管理に関する基本理念並びに県民等の役割及び県の責務を定めることとした。

3 知事は、流域における水管理を総合的かつ計画的に推進するため、県の全域及び規則で定める流域ごとに、それぞれ、流域における水管理に関する計画を定めるものとするものとした。

二 治水

1 河川等の整備及び維持管理

県が実施すべき河川及び河川管理施設等の整備及び維持管理等の治水に係る対策について定めることとした。

2 浸水被害を防ぐ土地利用

(一) 知事は、洪水又は雨水出水による浸水被害が発生するおそれのある区域における浸水被害を防止し、又は軽減するため、河川又は河川管理施設の整備を実施する場合において、これらの整備と併せて当該区域の一部を建築基準法の規定による災害危険区域として指定することができることとした。

(二) 河川等出水警戒区域（一）の指定がなされた災害危険区域をいう。（）において、次に掲げる用途に供する建築物の建築（同一敷地内の移転を除く。）をしようとする建築主は、当該建築物が基準に適合するものであることについて、当該工事に着手する前に、知事の認定を受けなければならないこととした。

- (1) 住宅、共同住宅、長屋及び寄宿舍
- (2) 児童福祉施設等（規則で定める施設を含む。）
- (3) 旅館業法に規定する旅館業の用に供する施設
- (4) 医療法に規定する病院及び診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの

(5) 宿泊室を有する研修施設

(三) 知事は、(一)から(5)までに掲げる用途に供する建築物の建築主が、(二)の規定に違反したとき、(二)の認定に付した条件に違反したとき等には、当該認定を取り

消し、若しくは当該認定に付した条件を変更し、又は当該建築主に対して、当該建築物の建築の工事の停止等を命ずることができることとした。

3 河川に係る情報等の収集及び提供

県は、水災害による被害を防止し、又は軽減するため、県が管理する河川の水位、降雨量の状況、関係するダム貯水水位その他の必要な情報を収集し、国、市町村、県民その他の関係者に提供するものとする事とした。

三 利水

1 県が実施すべきダムの貯留機能の維持及び向上等の利水に係る対策について定めることとした。

2 知事は、国、県及び市町村と連携して、県等が行う節水及び湧水対策への協力等の活動を行う法人その他これに準ずるものを、利水サポート団体として認定することができるとした。

3 県は、規則で定めるダムの貯水率に応じて県が講ずべき対策並びに水利使用者及び県民がとるべき行動を明らかにした計画を策定するものとする事とした。

四 水循環及び環境

1 県は、森林の整備及び保全の推進、農地の整備及び保全に関する活動への支援、河川からの地下水の涵養^{かん}の促進に資する河川の整備等を行うことにより、水の涵養機能の維持及び向上を図るものとする事とした。

2 県は、市町村その他の関係者と連携して、県民等が河川と親しみ、及び共生するために欠かせない河川の水量の確保並びに観光及びスポーツの振興等に資する水辺の整備並びに自然と共生する水辺の環境の創出に努めるものとする事とした。

五 災害対応

1 県は、市町村長が的確に避難の勧告等を行うことができるよう、洪水等又は津波による浸水被害の発生時か否かを問わず、市町村に対する情報の提供、技術的な助言、連携体制の構築その他の必要な支援を行うものとする事とした。

2 県は、その管理する排水施設その他の重要な河川管理施設等及びダムが被災した場合には、速やかにその機能の復旧又は代替する機能の確保ができるよう、これらの施設の事前復旧計画の策定その他の必要な措置を講ずるものとする事とした。

六 水教育

1 県は、次代の社会を担う子供が、水に親しむとともに、治水及び利水の歴史、水に関わる文化、健全な水循環の重要性等についての理解と関心を深め、さらに、水に関わる労苦の歴史及び文化を未来に引き継げるよう、学校における水教育の推進に努めるものとする事とした。

2 県は、県民との連携及び協働の下に、県の全域において水教育が展開されるよう努めるものとする事とした。

七 罰則

二の二の(二)の規定に違反した者、同二の(三)の命令に違反した者等に対する罰則を定めることとした。

八 その他所要の規定を設けることとした。

九 この条例は、平成二十九年四月一日から施行することとした。

十 建築基準法施行条例について、所要の整理を行うこととした。

徳島県港湾施設管理条例の一部を改正する条例（条例第七十三号）

一 道路交通法の一部改正に伴う所要の整備を行うこととした。

二 徳島小松島港赤石地区の荷役機械の一部の使用料を廃止することとした。

三 この条例は、平成二十九年三月十二日から施行することとした。ただし、二については、同年四月一日から施行することとした。

徳島県学校職員給与条例の一部を改正する条例（条例第七十四号）

一 学校職員の給与について、職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の給与改定と同様の改定を行うこととした。

二 この条例は、公布の日（一部については、平成二十九年四月一日）から施行することとした。

徳島県地方警察職員の給与に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（条例第七十五号）

一 警察職員の給与について、職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の給与改定と同様の改定を行うこととした。

二 この条例は、公布の日（一部については、平成二十九年四月一日）から施行することとした。

理容師法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年十二月二十二日

徳島県知事 飯泉嘉門

徳島県条例第六十一号

理容師法施行条例の一部を改正する条例

理容師法施行条例（平成十二年徳島県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第三条中第十号を第十一号とし、同条第九号中「盲導犬」を「身体障害者補助犬法（平成十四年法律第四十九号）第二条第一項に規定する身体障害者補助犬」に改め、同号を同条第十号とし、同条中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 作業場に、洗髪のための流水式の設備を設けること。ただし、当該理容所において頭髮に係る作業を行わない場合その他知事が衛生上支障がないと認める場合は、この限りでない。

第五条を第九条とし、第四条の次に次の四条を加える。

（出張理容の届出）

第五条 出張理容（理容所以外の場所において理容の業を行うことをいう。以下同じ。）を行おうとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項に変更を生じたとき、又は出張理容をやめたときは、速やかに、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

（出張理容を行う場合に講ずべき衛生上必要な措置）

第六条 出張理容を行う者は、第二条各号に掲げるもののほか、次に掲げる衛生上の措置を講じなければならない。

- 一 作業に必要な数の布片及び器具を携行すること。
- 二 未消毒の器具と既消毒の器具とを区別して収めることができる容器を携行すること。

- 三 消毒薬及び消毒器具を携行すること。
- 四 外傷に対する応急処置に必要な薬品及び衛生材料を携行すること。

(立入検査)

第七条 知事は、出張理容の衛生を確保するため必要があるときは、当該職員に、出張理容に使用する器具等を管理する場所又は出張理容を行う場所に立ち入り、法第九条の規定による措置の実施の状況を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(公表)

第八条 知事は、次に掲げる場合には、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

- 一 第五条第一項の規定による届出をしなければならない者が、同項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をして、出張理容を行った場合
 - 二 第五条第二項の規定による届出をしなければならない者が、同項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合
 - 三 出張理容を行う者が、前条第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した場合
- 2 知事は、前項の規定による公表をしようとする場合は、あらかじめ当該公表の対象となる者に対し、証拠を提出し、及び意見を述べる機会を与えなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の前日にされた理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第十一条第一項の規定による届出に係る理容所の構造設備については、同日以後最初に当該理容所が増築され、又は改築されるまでの間は、改正後の第三条第六号の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に改正後の第五条第一項の規定による届出に相当する届出をしている者は、同項の規定による届出をした者とみなす。

美容師法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年十二月二十二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県条例第六十二号

美容師法施行条例の一部を改正する条例

美容師法施行条例（平成十二年徳島県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

第三条中第十号を第十一号とし、同条第九号中「盲導犬」を「身体障害者補助犬法（平成十四年法律第四十九号）第二条第一項に規定する身体障害者補助犬」に改め、同号を同条第十号とし、同条中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 作業場に、洗髪のための流水式の設備を設けること。ただし、当該美容所において頭髮に係る作業を行わない場合その他知事が衛生上支障がないと認める場合は、この限りでない。

第五条を第九条とし、第四条の次に次の四条を加える。

（出張美容の届出）

第五条 出張美容（美容所以外の場所において美容の業を行うことをいう。以下同じ。）を行おうとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項に変更を生じたとき、又は出張美容をやめたときは、速やかに、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

（出張美容を行う場合に講ずべき衛生上必要な措置）

第六条 出張美容を行う者は、第二条各号に掲げるもののほか、次に掲げる衛生上の措置を講じなければならない。

- 一 作業に必要な数の布片及び器具を携行すること。
- 二 未消毒の器具と既消毒の器具とを区別して収めることができる容器を携行すること。

- 三 消毒薬及び消毒器具を携行すること。
- 四 外傷に対する応急処置に必要な薬品及び衛生材料を携行すること。

(立入検査)

第七条 知事は、出張美容の衛生を確保するため必要があるときは、当該職員に、出張美容に使用する器具等を管理する場所又は出張美容を行う場所に立ち入り、法第八条の規定による措置の実施の状況を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(公表)

第八条 知事は、次に掲げる場合には、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

- 一 第五条第一項の規定による届出をしなければならない者が、同項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をして、出張美容を行った場合
 - 二 第五条第二項の規定による届出をしなければならない者が、同項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合
 - 三 出張美容を行う者が、前条第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した場合
- 2 知事は、前項の規定による公表をしようとする場合は、あらかじめ当該公表の対象となる者に対し、証拠を提出し、及び意見を述べる機会を与えなければならない。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の前日にされた美容師法（昭和三十二年法律第六十三号）第十一条第一項の規定による届出に係る美容所の構造設備については、同日以後最初に当該美容所が増築され、又は改築されるまでの間は、改正後の第三条第六号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行の際現に改正後の第五条第一項の規定による届出に相当する届出をしている者は、同項の規定による届出をした者とみなす。

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年十二月二十二日

徳島県知事 飯泉嘉門

徳島県条例第六十三号

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

住民基本台帳法施行条例（平成十四年徳島県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一に次の七項を加える。

十二 外国人に対する生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）の規定に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの

十三 肝炎の治療に係る医療費助成に関する事務であつて規則で定めるもの

十四 徳島県心身障害者扶養共済制度条例による掛金の額の減額に関する事務であつて規則で定めるもの

十五 私立の中学校、高等学校又は専修学校の高等課程の設置者が行う生徒の授業料を軽減する事業に係る補助金の交付に関する事務であつて規則で定めるもの

十六 高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第二条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。）を退学し、再び私立の高等学校等に入学した者に対する同法第三条第一項に規定する就学支援金に相当する支援金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの

十七 私立の高等学校等における奨学のための給付金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの

十八 不妊治療に要する費用の助成に関する事務であつて規則で定めるもの

別表第二中五の項を九の項とし、四の項を八の項とし、三の項を七の項とし、二の項の次に次のように加える。

三 教育委員会

県立の特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務（特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第四百四十四号）によるものを除く。）であつて規則で定めるもの

四 教育委員会	徳島県奨学金貸与条例による奨学金の貸与に関する事務であつて規則で定めるもの
五 教育委員会	高等学校等を退学し、再び公立の高等学校等に入学した者に対する高等学校等就学支援金の支給に関する法律第三条第一項に規定する就学支援金に相当する支援金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの
六 教育委員会	国立又は公立の高等学校等（特別支援学校の高等部を除く。）における奨学のための給付金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から施行する。

職員の給与に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年十二月二十二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県条例第六十四号

職員の給与に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
(職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 職員の給与に関する条例(昭和二十七年徳島県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第五条の三第一項中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第一号中「四十一万三千三百円」を「四十一万三千八百円」に改める。

第十一条の四第二項中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第一号中「百分の八十」を「百分の九十」に、「百分の百」を「百分の百十」に改め、同項第二号中「百分の三十七・五」を「百分の四十二・五」に、「百分の四十七・五」を「百分の五十二・五」に改める。

別表第一から別表第三までを次のように改める。

別表第一 行政職給料表（第四条関係）

職員の区分	職務の等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	141,600	191,700	227,900	261,100	287,100	317,700	361,800	407,300	457,600
	2	142,700	193,500	229,500	263,000	289,300	319,900	364,400	409,700	460,700
	3	143,900	195,300	231,000	264,800	291,600	322,200	366,900	412,200	463,700
	4	145,000	197,100	232,600	266,900	293,700	324,400	369,500	414,600	466,700
	5	146,100	198,700	234,100	268,700	295,700	326,600	371,500	416,500	469,700
	6	147,200	200,500	235,800	270,600	298,000	328,600	374,000	418,800	472,700
	7	148,300	202,300	237,300	272,500	300,300	330,800	376,300	420,900	475,700
	8	149,400	204,100	238,900	274,600	302,500	333,000	378,800	423,100	478,800
	9	150,500	205,800	240,300	276,700	304,600	335,100	381,300	425,100	481,500
	10	151,900	207,600	241,800	278,700	306,900	337,300	384,000	427,200	484,600
	11	153,200	209,400	243,400	280,800	309,100	339,400	386,600	429,300	487,600
	12	154,500	211,200	244,800	282,800	311,400	341,600	389,300	431,400	490,700
	13	155,800	212,600	246,300	284,800	313,500	343,500	391,700	433,100	493,400
	14	157,300	214,400	247,800	286,900	315,600	345,500	394,000	434,900	495,700
	15	158,800	216,100	249,100	288,900	317,800	347,600	396,200	436,900	498,000
	16	160,400	217,900	250,500	290,900	319,900	349,600	398,600	438,900	500,300
	17	161,700	219,600	252,000	292,900	322,000	351,400	400,400	440,800	502,400
	18	163,200	221,300	253,700	294,900	324,000	353,400	402,400	442,600	503,800
	19	164,700	222,900	255,400	297,000	326,100	355,200	404,300	444,400	505,300
	20	166,200	224,500	257,200	299,000	328,100	357,100	406,100	446,100	506,700
	21	167,600	226,000	258,800	301,000	330,000	359,100	408,000	447,900	507,900
	22	170,300	227,700	260,600	303,100	332,100	361,000	409,800	449,400	509,300
	23	172,900	229,300	262,300	305,100	334,100	363,000	411,600	450,800	510,800
	24	175,500	230,900	264,000	307,200	336,200	364,900	413,500	452,300	512,300
	25	178,200	232,200	266,000	309,000	337,700	366,900	415,300	453,700	513,400
	26	179,900	233,700	267,900	311,100	339,600	368,800	416,800	455,000	514,500
	27	181,600	235,100	269,700	313,200	341,500	370,800	418,300	456,300	515,700
	28	183,300	236,400	271,500	315,200	343,400	372,800	419,900	457,500	516,900
	29	184,800	237,700	273,200	317,100	345,100	374,300	421,500	458,500	517,900
	30	186,600	238,900	275,100	319,100	347,000	376,100	422,800	459,200	518,800
	31	188,400	239,900	277,000	321,200	348,900	377,900	424,100	460,000	519,700
	32	190,100	241,100	278,700	323,300	350,700	379,500	425,300	460,700	520,600
	33	191,700	242,400	280,400	324,700	352,600	381,300	426,500	461,400	521,400
	34	193,200	243,600	282,300	326,700	354,400	382,700	427,800	462,200	522,300
	35	194,700	244,800	284,100	328,600	356,200	384,200	429,100	462,900	523,000
	36	196,200	246,100	286,000	330,700	357,900	385,800	430,300	463,500	523,500
	37	197,500	247,000	287,600	332,600	359,300	387,200	431,500	464,000	524,200
	38	198,800	248,400	289,300	334,500	360,600	388,400	432,300	464,600	524,800
	39	200,100	249,800	291,100	336,500	362,000	389,600	433,100	465,200	525,600
	40	201,400	251,300	292,900	338,400	363,400	390,700	433,900	465,800	526,200
	41	202,700	252,700	294,600	340,300	364,700	391,800	434,500	466,300	526,700
	42	204,000	254,100	296,300	342,200	365,600	393,000	435,200	466,800	
	43	205,300	255,500	297,900	344,000	366,700	394,200	435,900	467,200	

	44	206,600	256,800	299,500	345,900	367,800	395,300	436,600	467,500
	45	207,800	258,000	301,200	347,400	368,600	396,000	437,400	467,800
	46	209,100	259,300	302,900	348,800	369,500	396,700	438,200	
	47	210,400	260,700	304,500	350,300	370,400	397,400	438,600	
	48	211,700	262,000	306,200	351,800	371,300	398,100	439,300	
	49	212,800	263,300	307,300	353,400	372,200	398,700	439,800	
	50	213,900	264,400	308,800	354,200	373,000	399,300	440,200	
	51	214,900	265,700	310,300	355,400	373,800	399,800	440,600	
	52	216,000	267,000	311,900	356,400	374,600	400,200	441,000	
	53	217,100	268,000	313,500	357,300	375,300	400,600	441,400	
	54	218,100	269,100	315,100	358,400	376,000	400,900	441,800	
	55	219,000	270,400	316,700	359,300	376,700	401,200	442,200	
	56	220,000	271,700	318,200	360,400	377,400	401,500	442,500	
	57	220,600	272,800	319,700	361,300	377,900	401,800	442,800	
	58	221,500	273,800	320,900	362,000	378,500	402,100	443,200	
	59	222,300	274,800	322,100	362,700	379,100	402,400	443,500	
	60	223,200	275,900	323,300	363,400	379,800	402,700	443,800	
再任用職員 以外の 職員	61	223,900	277,100	324,000	363,800	380,200	403,000	444,100	
	62	224,900	278,100	324,900	364,400	380,900	403,300		
	63	225,700	279,000	325,700	365,100	381,500	403,600		
	64	226,600	280,000	326,500	365,800	382,100	403,900		
	65	227,300	280,700	327,400	366,100	382,500	404,200		
	66	228,100	281,600	327,800	366,800	383,100	404,500		
	67	229,000	282,300	328,500	367,500	383,700	404,800		
	68	230,100	283,200	329,300	368,200	384,300	405,100		
	69	230,800	284,200	330,100	368,500	384,700	405,300		
	70	231,500	285,000	330,800	369,100	385,200	405,600		
	71	232,100	285,800	331,500	369,800	385,700	405,900		
	72	232,900	286,600	332,200	370,400	386,300	406,200		
	73	233,700	287,400	332,700	370,700	386,600	406,400		
	74	234,400	287,900	333,300	371,300	387,000	406,700		
	75	235,100	288,300	333,800	372,000	387,400	407,000		
76	235,700	288,800	334,400	372,600	387,800	407,200			
77	236,400	288,900	334,700	373,000	388,100	407,400			
78	237,200	289,300	335,200	373,500	388,400	407,700			
79	238,000	289,500	335,600	374,100	388,700	408,000			
80	238,700	289,900	336,100	374,600	389,000	408,200			
81	239,400	290,100	336,500	375,100	389,200	408,400			
82	240,100	290,300	337,000	375,700	389,500	408,700			
83	240,800	290,700	337,500	376,200	389,800	409,000			
84	241,500	291,000	338,000	376,500	390,000	409,200			
85	242,100	291,300	338,300	376,900	390,200	409,400			
86	242,800	291,600	338,700	377,400	390,500				
87	243,500	291,900	339,200	377,800	390,800				
88	244,200	292,300	339,600	378,200	391,000				
89	244,900	292,600	339,900	378,600	391,200				
90	245,400	293,000	340,300	379,100	391,500				
91	245,800	293,300	340,800	379,500	391,800				

92	246,300	293,700	341,200	379,900	392,000				
93	246,600	293,800	341,400	380,200	392,200				
94		294,000	341,800						
95		294,400	342,300						
96		294,800	342,700						
97		295,000	342,800						
98		295,300	343,300						
99		295,700	343,700						
100		296,100	344,000						
101		296,300	344,300						
102		296,600	344,700						
103		297,000	345,100						
104		297,300	345,500						
105		297,500	346,000						
106		297,800	346,400						
107		298,200	346,800						
108		298,500	347,200						
109		298,700	347,700						
110		299,100	348,100						
111		299,500	348,400						
112		299,800	348,700						
113		299,900	349,200						
114		300,200							
115		300,500							
116		300,900							
117		301,100							
118		301,300							
119		301,600							
120		301,900							
121		302,300							
122		302,500							
123		302,800							
124		303,100							
125		303,400							
再任用職員	186,900	214,400	254,400	273,800	288,900	314,300	356,000	389,100	440,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第19条及び第19条の2に規定する職員を除く。

別表第二 研究職給料表（第四条関係）

職員の区分	職務の等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	141,700	191,400	278,000	329,500	387,700
	2	142,800	194,000	280,400	331,700	390,600
	3	144,000	196,400	282,800	333,900	393,300
	4	145,100	198,800	285,200	335,900	396,100
	5	146,200	201,300	287,500	337,800	398,300
	6	147,500	203,600	289,700	339,900	401,000
	7	148,800	205,900	291,700	342,000	403,700
	8	150,100	208,100	293,700	344,000	406,400
	9	151,200	210,200	295,900	345,900	409,000
	10	152,900	212,500	298,500	347,900	411,600
	11	154,500	215,000	301,100	350,000	414,300
	12	156,100	217,300	303,900	352,000	417,100
	13	157,600	219,500	306,100	354,000	419,700
	14	159,500	221,900	308,700	355,900	422,400
	15	161,400	224,300	311,200	357,700	425,200
	16	163,400	226,700	314,000	359,600	427,900
	17	165,200	229,000	316,600	361,500	430,400
	18	167,400	231,800	318,800	363,400	433,000
	19	169,600	234,700	321,000	365,300	435,500
	20	171,700	237,600	323,100	367,300	438,100
	21	173,900	240,100	325,400	368,900	440,600
	22	176,300	242,800	327,400	370,900	443,200
	23	178,600	245,300	329,400	372,700	445,800
	24	180,900	248,000	331,400	374,600	448,300
	25	183,000	250,700	333,500	376,100	450,500
	26	185,200	253,100	335,400	377,800	452,800
	27	187,300	255,400	337,200	379,700	455,300
	28	189,400	257,600	339,100	381,600	457,800
	29	191,500	260,300	341,000	383,400	460,300
	30	193,300	262,500	342,700	385,300	462,800
	31	195,100	264,400	344,200	387,200	465,300
	32	196,800	266,500	345,900	389,100	467,800
	33	198,600	268,400	347,300	390,700	470,100
	34	200,500	270,400	348,700	392,500	472,500
	35	202,400	272,500	350,200	394,100	474,900
	36	204,300	274,400	351,700	395,900	477,400
	37	206,000	276,300	353,000	397,100	479,800
	38	207,900	277,800	354,400	398,600	482,300
	39	209,800	279,000	355,700	400,000	484,700
	40	211,700	280,500	357,100	401,400	487,200
	41	213,600	281,900	357,900	402,800	489,500
	42	215,500	282,900	359,000	404,100	491,700
	43	217,400	283,900	360,200	405,600	493,900

	44	219,300	284,900	361,300	407,200	496,100
	45	221,000	285,600	362,500	408,600	497,800
	46	222,900	286,800	363,700	409,800	499,300
	47	224,700	288,000	365,000	411,400	500,900
	48	226,500	289,200	366,100	413,000	502,400
	49	228,200	290,600	367,200	414,300	504,100
	50	230,000	291,900	368,500	415,700	505,500
	51	231,700	293,000	369,800	417,200	506,900
	52	233,400	294,100	371,100	418,600	508,400
	53	234,900	295,300	371,800	420,000	509,500
	54	236,700	296,500	372,800	421,400	510,700
	55	238,400	297,800	373,700	422,800	511,900
	56	240,000	298,900	374,700	424,200	513,100
	57	241,400	300,000	375,500	425,300	514,000
	58	242,600	301,100	376,300	426,600	515,000
	59	243,600	302,300	377,000	428,000	516,000
	60	244,700	303,500	377,700	429,300	517,000
再任用職員 以外の 職員	61	245,800	304,400	378,300	430,100	518,100
	62	246,900	305,500	379,000	431,000	519,000
	63	247,800	306,600	379,900	432,000	519,700
	64	248,900	307,700	380,800	432,900	520,400
	65	250,100	308,700	381,400	433,800	521,200
	66	251,200	309,800	382,200	434,600	522,000
	67	252,300	310,800	383,000	435,200	522,800
	68	253,200	311,800	383,800	436,000	523,600
	69	254,100	312,900	384,400	436,400	524,300
	70	255,500	313,900	385,100	437,000	525,100
	71	257,000	315,000	385,800	437,500	525,900
	72	258,400	316,100	386,500	438,000	526,700
	73	259,800	316,800	387,200	438,500	527,400
	74	261,200	317,800	387,800		
	75	262,600	318,900	388,400		
	76	263,700	320,000	389,100		
	77	264,800	321,100	389,800		
	78	266,000	322,100	390,400		
	79	267,300	323,000	391,000		
	80	268,400	323,900	391,600		
	81	269,800	325,000	392,200		
	82	271,100	325,800	392,800		
	83	272,400	326,500	393,400		
	84	273,600	327,300	394,000		
	85	274,700	327,800	394,500		
	86	275,800	328,300	395,000		
	87	277,100	328,800	395,500		
	88	278,300	329,300	396,200		
	89	279,300	329,600	396,600		
	90	280,500	330,100			
	91	281,600	330,600			

	92	282,800	331,100			
	93	283,800	331,400			
	94	284,800	331,800			
	95	285,800	332,300			
	96	286,800	332,800			
	97	287,300	333,300			
	98	288,200	333,800			
	99	288,900	334,300			
	100	289,800	334,800			
	101	290,700	335,300			
	102	291,400	335,800			
	103	292,100	336,300			
	104	292,800	336,800			
	105	293,500	337,300			
	106	294,000	337,700			
	107	294,500	338,200			
	108	295,000	338,600			
	109	295,200	339,100			
	110	295,600	339,500			
	111	295,900	340,000			
	112	296,200	340,400			
	113	296,500	340,900			
	114	296,800	341,300			
	115	297,100	341,800			
	116	297,400	342,200			
	117	297,700	342,700			
	118	298,100	343,100			
	119	298,400	343,500			
	120	298,800	343,900			
	121	299,100	344,300			
再任用職員		216,700	257,900	282,700	325,100	383,600

備考 この表は、人事委員会が任命権者と協議して人事委員会規則で定める試験研究機関等に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員に適用する。

別表第三 医療職給料表（第四条関係）

イ 医療職給料表(-)

職員の区分	職務の等級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	245,200	330,500	395,500	470,600
	2	247,700	333,500	398,400	472,900
	3	250,200	336,400	401,300	475,100
	4	252,700	339,400	404,100	477,400
	5	255,000	342,100	406,800	479,700
	6	258,800	345,400	409,500	481,900
	7	262,600	348,500	412,300	484,100
	8	266,400	351,600	415,000	486,300
	9	270,000	354,500	417,500	488,300
	10	274,000	357,400	420,200	490,400
	11	278,000	360,500	422,900	492,500
	12	282,000	363,700	425,600	494,600
	13	285,800	366,700	428,000	496,700
	14	289,800	370,300	430,500	498,800
	15	293,700	373,500	432,900	500,900
	16	297,600	377,200	435,400	503,000
	17	301,400	380,800	437,600	505,100
	18	305,000	383,500	440,000	507,100
	19	308,500	386,300	442,400	509,100
	20	312,100	389,000	444,800	511,100
	21	315,700	391,900	446,600	512,900
	22	319,400	394,500	449,000	514,700
	23	322,900	397,100	451,400	516,600
	24	326,400	399,500	453,700	518,500
	25	329,900	401,800	455,800	520,200
	26	332,700	404,100	458,100	522,000
	27	335,300	406,400	460,300	523,800
	28	337,900	408,700	462,600	525,600
	29	340,700	411,000	464,800	527,400
	30	342,800	413,100	467,100	529,200
	31	345,000	415,100	469,400	531,000
	32	347,400	417,200	471,600	532,800
	33	349,700	419,300	473,600	534,400
	34	352,100	421,200	475,700	536,200
	35	354,300	423,200	477,800	537,900
	36	356,800	425,200	479,900	539,700
	37	359,200	427,200	482,000	541,300
	38	361,600	429,200	483,800	542,900
	39	364,000	431,200	485,600	544,300
	40	366,200	433,200	487,400	545,900
	41	368,500	435,100	489,100	547,400

再任用職員以外の職員	42	369,900	436,900	490,900	548,800
	43	371,400	438,600	492,700	550,200
	44	372,800	440,400	494,500	551,500
	45	374,300	442,300	496,100	552,700
	46	375,700	444,100	497,800	553,700
	47	377,200	445,900	499,600	554,700
	48	378,700	447,600	501,400	555,700
	49	379,900	449,400	503,000	556,700
	50	380,900	451,100	504,300	557,600
	51	381,900	452,900	505,600	558,500
	52	382,800	454,700	506,900	559,400
	53	383,800	456,600	508,100	560,200
	54	384,700	457,800	509,400	561,100
	55	385,600	459,000	510,700	562,000
	56	386,500	460,200	512,000	562,900
	57	387,400	461,400	513,000	563,800
	58	388,300	462,400	513,800	564,700
	59	389,100	463,400	514,600	565,600
	60	389,900	464,400	515,400	566,300
	61	390,600	465,200	516,300	567,200
	62	391,100	465,900	517,100	568,100
	63	391,500	466,600	518,000	569,000
	64	392,000	467,300	518,800	569,900
	65	392,300	468,000	519,700	570,800
	66		468,700	520,600	
	67		469,400	521,300	
	68		470,100	522,200	
	69		470,500	523,100	
	70		471,200	523,900	
	71		471,900	524,800	
	72		472,600	525,700	
	73		473,000	526,500	
74		473,600	527,400		
75		474,300	528,300		
76		475,000	529,000		
77		475,400	529,800		
78		476,000	530,700		
79		476,600	531,600		
80		477,100	532,500		
81		477,700	533,300		
82		478,200	534,200		
83		478,700	535,100		
84		479,200	536,000		
85		479,600	536,800		
86		480,200	537,700		
87		480,600	538,600		
88		481,100	539,500		
89		481,600	540,300		

	90		482,200		
	91		482,800		
	92		483,200		
	93		483,700		
	94		484,300		
	95		484,900		
	96		485,500		
	97		486,000		
再任用職員		295,400	337,800	392,200	465,200

備考 この表は、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会が任命権者と協議して人事委員会規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職給料表(二)

職員の区分	職務の等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	146,500	184,400	219,800	245,900	278,100	325,500	370,300	436,400
	2	147,900	186,000	221,400	247,300	280,100	327,500	373,000	439,000
	3	149,300	187,600	223,000	248,500	282,300	329,700	375,600	441,500
	4	150,700	189,200	224,600	249,900	284,400	331,900	378,300	444,100
	5	151,900	190,700	226,000	251,100	286,600	333,900	380,700	446,500
	6	153,700	192,300	227,600	252,300	288,700	336,100	383,400	449,000
	7	155,400	193,900	229,100	253,500	290,800	338,200	386,000	451,500
	8	157,100	195,400	230,700	254,600	292,900	340,400	388,700	454,000
	9	158,800	197,000	232,000	255,900	294,900	342,300	390,800	456,400
	10	160,500	198,700	233,500	256,900	297,100	344,400	393,100	458,800
	11	162,200	200,300	234,900	257,900	299,200	346,600	395,300	461,400
	12	164,000	202,000	236,100	258,900	301,400	348,700	397,500	463,800
	13	165,500	203,600	237,800	260,200	303,600	350,300	399,600	466,300
	14	167,400	205,200	239,200	261,700	305,500	352,300	401,600	467,800
	15	169,400	206,800	240,400	263,300	307,600	354,200	403,600	469,100
	16	171,300	208,400	241,800	264,800	309,600	356,200	405,700	470,400
	17	173,200	209,900	242,900	266,300	311,700	358,100	407,500	471,600
	18	175,100	211,500	244,100	268,100	313,700	360,100	409,500	472,900
	19	176,900	213,200	245,300	269,900	315,800	362,100	411,400	474,200
	20	178,800	214,900	246,500	271,700	317,900	364,100	413,500	475,500
	21	180,700	216,200	247,900	273,500	319,800	365,900	415,300	476,700
	22	182,200	217,700	248,900	275,300	321,800	367,900	416,900	478,100
	23	183,700	219,100	249,900	277,100	323,700	370,000	418,500	479,500
	24	185,200	220,600	251,000	278,800	325,700	372,100	420,000	480,700
	25	186,800	222,000	252,200	280,600	327,600	373,500	421,500	482,100
	26	188,300	223,400	253,600	282,500	329,500	375,300	422,800	483,400
	27	189,800	224,700	255,000	284,400	331,500	377,100	424,100	484,800
	28	191,200	226,000	256,500	286,200	333,500	378,800	425,400	486,200
	29	192,700	227,400	257,900	288,200	335,000	380,600	426,700	487,600
	30	194,000	228,800	259,600	290,000	336,800	382,100	427,900	488,700
	31	195,300	230,300	261,300	291,800	338,500	383,700	429,100	489,800
	32	196,600	231,700	262,900	293,700	340,300	385,400	430,200	490,900
	33	198,000	233,000	264,400	295,400	342,000	386,700	431,400	492,000
	34	199,400	234,300	266,200	297,100	343,800	388,000	432,600	492,900
	35	200,800	235,300	267,900	298,900	345,700	389,300	433,800	493,800
	36	202,200	236,600	269,600	300,700	347,500	390,500	435,000	494,700
	37	203,300	238,000	271,100	302,200	349,300	391,600	436,300	495,700
	38	204,600	239,300	272,800	303,900	351,000	392,800	437,100	
	39	205,900	240,400	274,500	305,500	352,600	393,900	437,500	
	40	207,200	241,700	276,100	307,100	354,300	395,000	438,200	
	41	208,400	243,000	277,800	308,900	355,500	395,800	438,700	

再任用職員
以外の
職員

42	209,600	244,200	279,400	310,600	356,600	396,600	439,100
43	210,800	245,400	281,100	312,200	357,800	397,400	439,500
44	212,000	246,500	282,800	313,900	359,000	398,200	439,900
45	213,200	247,600	284,300	315,000	360,200	398,600	440,300
46	214,300	249,000	286,000	316,400	361,000	399,200	440,700
47	215,300	250,500	287,700	317,900	362,200	399,700	441,100
48	216,400	251,900	289,300	319,500	363,300	400,100	441,400
49	217,400	253,500	290,700	320,900	364,300	400,500	441,700
50	218,400	254,900	292,300	322,200	365,300	400,800	442,100
51	219,300	256,300	293,700	323,400	366,300	401,100	442,400
52	220,300	257,600	295,300	324,700	367,300	401,400	442,700
53	220,900	258,700	296,700	325,800	368,100	401,700	443,000
54	221,800	260,100	298,200	326,800	368,900	402,000	
55	222,500	261,500	299,600	327,900	369,800	402,300	
56	223,500	262,800	301,100	328,900	370,700	402,600	
57	224,200	263,800	302,300	329,400	371,200	402,900	
58	225,100	265,100	303,500	330,300	372,000	403,200	
59	225,800	266,400	304,700	331,100	372,800	403,500	
60	226,600	267,700	306,100	332,000	373,600	403,900	
61	227,500	268,600	307,400	332,800	374,000	404,100	
62	228,300	269,800	308,600	333,100	374,700	404,400	
63	229,200	271,100	309,900	333,700	375,400	404,700	
64	230,300	272,400	311,100	334,400	376,100	405,000	
65	230,900	273,400	312,500	335,000	376,500	405,200	
66	231,700	274,500	313,300	335,700	377,100		
67	232,500	275,500	314,100	336,400	377,800		
68	233,300	276,600	314,900	337,100	378,400		
69	234,000	277,700	315,500	337,800	378,800		
70	234,700	278,700	316,200	338,300	379,300		
71	235,400	279,800	316,900	338,900	379,800		
72	236,000	280,900	317,500	339,500	380,300		
73	236,700	281,700	318,200	339,800	380,900		
74	237,500	282,400	318,400	340,400	381,400		
75	238,300	282,900	319,000	340,900	382,000		
76	239,000	283,700	319,600	341,500	382,600		
77	239,600	284,500	320,200	342,000	383,100		
78	240,200	285,100	320,700	342,500	383,600		
79	240,800	285,700	321,200	343,000	384,100		
80	241,400	286,300	321,700	343,400	384,600		
81	241,700	287,000	322,300	343,700	384,900		
82	242,100	287,500	322,800	344,000	385,400		
83	242,500	287,900	323,200	344,400	385,800		
84	242,900	288,300	323,700	344,700	386,200		
85	243,300	288,500	324,200	345,200	386,600		
86		288,700	324,600	345,500			
87		288,900	324,800	345,800			
88		289,100	325,200	346,100			
89		289,500	325,600	346,500			

	90		289,700	326,000	346,800				
	91		289,900	326,400	347,200				
	92		290,100	326,800	347,500				
	93		290,500	327,100	347,900				
	94		290,700	327,300	348,200				
	95		290,900	327,700	348,500				
	96		291,200	328,000	348,800				
	97		291,600	328,200	349,100				
	98		291,900	328,500	349,500				
	99		292,100	328,800	349,900				
	100		292,400	329,100	350,300				
	101		292,700	329,300	350,800				
	102		292,900	329,600	351,200				
	103		293,100	330,000	351,600				
	104		293,400	330,200	352,000				
	105		293,700	330,300	352,500				
	106			330,600					
	107			331,000					
	108			331,200					
	109			331,400					
	110			331,800					
	111			332,200					
	112			332,600					
	113			332,800					
再任用職員		187,900	214,500	242,700	256,100	281,300	322,000	364,200	425,700

備考 この表は、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士、獣医師その他の職員で人事委員会が任命権者と協議して人事委員会規則で定める業務に従事するものに適用する。

ハ 医療職給料表(三)

職員の区分	職務の等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	160,100	187,600	236,000	258,900	284,100	328,800	373,300
	2	161,500	189,700	237,800	259,900	285,900	330,900	375,900
	3	163,000	191,800	239,600	260,800	287,700	333,000	378,600
	4	164,400	193,800	241,400	261,900	289,600	335,200	381,200
	5	165,900	195,900	242,800	262,700	291,400	337,300	383,400
	6	167,400	198,200	244,100	263,700	293,200	339,400	385,800
	7	168,900	200,500	245,300	264,500	295,100	341,600	388,100
	8	170,400	202,800	246,600	265,500	296,900	343,700	390,400
	9	171,700	205,200	247,700	266,600	298,800	345,300	392,400
	10	173,400	206,600	248,800	267,400	300,700	347,300	394,500
	11	175,000	208,000	249,700	268,500	302,500	349,200	396,700
	12	176,600	209,400	250,600	269,700	304,400	351,200	399,000
	13	178,100	210,800	251,900	271,000	306,100	353,200	400,900
	14	180,100	212,300	253,000	272,300	307,700	355,300	402,900
	15	182,100	213,800	253,800	273,500	309,500	357,400	405,100
	16	184,100	215,000	254,800	275,000	311,300	359,400	407,300
	17	186,300	216,400	255,600	276,300	313,100	361,400	409,300
	18	188,400	217,900	256,500	277,700	314,700	363,400	411,500
	19	190,500	219,400	257,500	278,900	316,400	365,500	413,700
	20	192,600	220,900	258,400	280,300	318,100	367,600	415,800
	21	194,700	222,300	259,300	281,900	319,600	369,300	417,700
	22	196,900	224,000	260,300	283,500	321,100	371,400	419,600
	23	199,100	225,700	261,200	285,000	322,700	373,500	421,400
	24	201,300	227,400	262,200	286,400	324,200	375,500	423,300
	25	203,300	228,800	263,400	287,700	325,800	377,500	425,000
	26	204,600	230,500	264,700	289,500	327,200	379,100	426,600
	27	205,900	232,200	265,900	291,300	328,700	381,000	428,300
	28	207,200	233,900	267,200	293,000	330,300	382,900	429,900
	29	208,400	235,500	268,400	294,600	331,600	384,700	431,200
	30	209,600	236,900	269,900	296,200	333,100	386,400	432,500
	31	210,900	238,200	271,500	297,800	334,500	388,300	434,100
	32	212,100	239,300	272,900	299,500	336,000	390,100	435,600
	33	213,400	240,600	274,500	300,900	337,600	391,800	437,300
	34	214,700	241,700	276,000	302,400	339,100	393,500	438,900
	35	216,000	242,600	277,300	304,000	340,700	395,300	440,300
	36	217,300	243,700	278,600	305,600	342,200	397,000	441,700
	37	218,700	244,800	280,200	307,100	343,900	398,600	442,800
	38	220,100	245,900	281,600	308,500	345,500	400,300	444,100
	39	221,400	246,800	283,100	310,000	347,000	402,100	445,400
	40	222,800	247,900	284,500	311,600	348,600	403,900	446,800
	41	223,800	248,600	286,100	313,200	349,800	405,400	447,800

	42	225,200	249,500	287,600	314,600	351,300	406,900	448,500
	43	226,600	250,400	289,100	316,000	352,800	408,400	449,300
	44	228,000	251,300	290,700	317,500	354,200	409,700	449,900
	45	229,200	252,100	292,000	318,500	355,800	410,800	450,800
	46	230,600	253,100	293,400	319,900	356,800	411,900	451,500
	47	231,900	254,000	294,900	321,300	358,300	413,000	452,300
	48	233,200	255,000	296,400	322,800	359,600	414,200	453,100
	49	234,300	256,000	297,700	323,900	361,000	415,500	453,800
	50	235,400	257,200	299,000	325,300	362,400	416,600	454,500
	51	236,400	258,400	300,300	326,600	363,700	417,800	455,200
	52	237,500	259,600	301,700	327,900	365,100	418,900	456,000
	53	238,600	260,700	303,200	329,300	366,600	420,100	456,800
	54	239,700	262,200	304,500	330,700	367,800	421,100	457,600
	55	240,700	263,600	305,900	332,100	368,900	422,200	458,300
	56	241,700	265,000	307,300	333,400	370,100	423,300	459,000
	57	242,600	266,600	308,300	334,300	371,200	424,400	459,800
	58	243,600	268,200	309,500	335,600	372,100	424,900	
	59	244,300	269,700	310,700	336,800	373,100	425,500	
	60	245,300	271,200	312,100	338,100	374,100	425,900	
	61	246,200	272,600	313,200	339,200	374,700	426,500	
	62	247,200	274,100	314,500	340,100	375,500	427,000	
	63	248,000	275,600	315,800	341,300	376,300	427,400	
	64	249,000	276,900	317,000	342,600	377,100	427,900	
	65	249,900	278,500	318,300	343,700	377,800	428,500	
	66	250,900	280,000	319,600	344,900	378,500	428,900	
	67	252,000	281,500	320,900	346,100	379,300	429,200	
	68	252,900	283,000	322,200	347,200	380,000	429,500	
	69	253,700	284,100	322,900	348,200	380,600	429,900	
	70	254,800	285,600	324,000	349,200	381,200		
	71	255,900	287,100	325,100	350,300	381,900		
	72	257,100	288,500	326,000	351,400	382,500		
	73	258,500	289,700	327,300	352,200	383,200		
	74	259,800	291,100	328,000	353,300	383,700		
	75	261,100	292,400	329,100	354,400	384,300		
	76	262,300	293,700	330,300	355,500	384,800		
	77	263,300	295,200	331,400	356,200	385,200		
	78	264,400	296,500	332,600	357,000	385,800		
	79	265,700	297,700	333,700	357,800	386,300		
	80	266,900	299,000	334,900	358,500	386,600		
	81	268,000	299,700	336,000	359,100	386,900		
	82	269,000	300,900	337,100	359,600	387,400		
	83	270,100	302,000	338,100	360,200	387,800		
	84	271,200	303,200	339,200	360,700	388,100		
	85	272,000	304,300	340,100	361,300	388,400		
	86	272,900	305,500	341,100	361,800	388,900		
	87	274,000	306,700	342,000	362,400	389,400		
	88	275,100	307,800	343,000	362,900	389,800		
	89	276,100	309,100	344,000	363,300	390,100		

再任用職員
以外の
職員

90	277,000	310,300	344,800	363,700	390,500
91	277,900	311,500	345,600	364,300	391,000
92	278,900	312,700	346,400	364,800	391,400
93	279,900	313,500	347,000	365,100	391,800
94	280,900	314,200	347,600	365,600	
95	281,800	314,900	348,300	366,000	
96	282,800	315,500	348,900	366,300	
97	283,600	316,200	349,300	366,900	
98	284,400	316,500	349,700	367,400	
99	285,000	317,100	350,200	367,900	
100	285,900	317,800	350,600	368,400	
101	286,700	318,200	351,100	369,000	
102	287,500	318,800	351,500	369,500	
103	288,300	319,400	352,000	370,000	
104	289,100	320,000	352,400	370,400	
105	289,800	320,400	352,700	371,000	
106	290,300	320,900	353,200	371,500	
107	290,800	321,400	353,600	372,000	
108	291,300	321,900	353,900	372,500	
109	291,500	322,300	354,400	373,100	
110	291,800	322,700	354,900	373,500	
111	292,000	323,000	355,400	374,000	
112	292,400	323,300	355,900	374,500	
113	292,700	323,700	356,400	375,100	
114	292,900	324,100	356,900		
115	293,300	324,500	357,400		
116	293,600	324,800	357,800		
117	293,900	325,000	358,200		
118	294,200	325,300	358,600		
119	294,500	325,700	359,100		
120	294,900	325,900	359,600		
121	295,200	326,100	360,000		
122	295,600	326,400	360,500		
123	295,900	326,700	361,000		
124	296,300	327,000	361,500		
125	296,500	327,200	361,800		
126	296,700	327,500			
127	297,000	327,900			
128	297,400	328,100			
129	297,600	328,200			
130	297,900	328,500			
131	298,300	328,900			
132	298,700	329,100			
133	298,900	329,400			
134	299,200	329,800			
135	299,600	330,200			
136	299,900	330,600			
137	300,100	330,900			

	138	300,400	331,300					
	139	300,800	331,700					
	140	301,100	332,100					
	141	301,300	332,400					
	142	301,700	332,800					
	143	302,100	333,100					
	144	302,400	333,500					
	145	302,500	333,800					
	146	302,800	334,200					
	147	303,100	334,600					
	148	303,500	335,000					
	149	303,700	335,300					
	150	303,900	335,700					
	151	304,200	336,100					
	152	304,500	336,500					
	153	304,900	336,800					
	154	305,100						
	155	305,300						
	156	305,600						
	157	305,900						
	158	306,200						
	159	306,500						
	160	306,800						
	161	307,200						
	162	307,500						
	163	307,800						
	164	308,100						
	165	308,500						
	166	308,800						
	167	309,100						
	168	309,400						
	169	309,800						
再任用職員		234,300	254,600	261,800	272,000	288,300	325,400	369,800

備考 この表は、診療所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会
が任命権者と協議して人事委員会規則で定めるものに適用する。

第二条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第六条第一項に次のただし書を加える。

ただし、次項第一号及び第三号から第七号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の等級が九級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の等級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（以下「行九級職員等」という。）に対しては、支給しない。

第六条第二項中「前項の扶養親族とは」を「扶養手当の支給については」、「いう」を「扶養親族とする」に改め、同項第二号中「及び孫」を削り、同項第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある孫

第六条第三項を次のように改める。

3 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については一人につき六千五百円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の等級が八級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の等級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（以下「行八級職員等」という。）にあつては、三千五百円）、前項第二号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については一人につき一万円とする。

第七条第一項中「がある場合又は職員に次の各号の一に該当する」を「（行九級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、行九級職員等から行九級職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる」に改め、「新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に第一号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。」を削り、同項第一号中「としての」を「たる」に改め、「場合」の下に「（行九級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至つた者がある場合を除く。）」を加え、同項第二号中「としての」を「たる」に、「前条第二項第二号、第四号又は第六号」を「扶養親族たる子又は前条第二項第三号、第五号若しくは第七号」に改め、「至つた場合」の下に「及び行九級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至つた者がある場合」を加え、同項第三号及び第四号を削り、同条第二項中「に扶養親族」の下に「（行九級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」を加え、「、扶養親族」を「、行九級職員等から行九級職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行九級職員等以外の職員となつた日、職員に扶養親族（行九級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」で同項の規定による届出に係るもの」に改め、「ない」の下に「場合においてその」を加え、「前項第一号」を「同項第一号」に、「生じた場合においては」を「生じたときは」に改め、「死亡した日」の下に「、行九級職員等以外の職員から行九級職員等となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行九級職員等となつた日」を、「の扶養親族」の下に「（行九級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」を加え、「すべて」を「全て」に、「としての」を「たる」に改め、同条第三項中「これを受けている職員に更に第

一 項第一号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族として要件を欠くに至つた場合、扶養手当を受けている職員について同項第三号若しくは第四号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつたを「次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた」に、「これらの」を「その」に、「扶養手当を受けている職員に更に第一項第一号」を「第一号又は第三号」に改め、「扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至つた場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。」及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定」を削り、同項に次の各号を加える。

一 扶養手当を受けている職員に更に第一項第一号に掲げる事実が生じた場合

二 扶養手当を受けている職員の扶養親族（行九級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で第一項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至つた場合

三 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るものがある行九級職員等以外の職員となつた場合

四 扶養親族たる配偶者、父母等で第一項の規定による届出に係るものがある行八級職員等が行八級職員等及び行九級職員等以外の職員となつた場合

五 扶養親族たる配偶者、父母等で第一項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で行九級職員等以外のものが行九級職員等となつた場合

六 扶養親族たる配偶者、父母等で第一項の規定による届出に係るものがある職員で行八級職員等及び行九級職員等以外のものが行八級職員等となつた場合

七 職員の扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた場合

第八条第三項第一号本文中「額の二分の一」及び「額」を「額」に改め、同号ただし書を削る。

第十一条の四第二項第一号中「百分の九十」を「百分の八十五」に、「百分の百十」を「百分の百五」に改め、同項第二号中「百分の四十二・五」を「百分の四十」に、「百分の五十二・五」を「百分の五十」に改める。

（一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）

第三条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成二十一年徳島県条例第八十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表を次のように改める。

額	月	給料
394,000	円	
454,000		
515,000		
595,000		
692,000		
790,000		

号俸
1
2
3
4
5
6

第五条第二項の表を次のように改める。

号俸	給料月額 円
1	328,000
2	364,000
3	392,000

第六条第二項中「百分の百五十七・五」を「百分の百六十七・五」に改める。

第四条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「百分の百六十七・五」を「百分の百六十二・五」に改める。

附則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び第四条並びに附則第四項から第六項までの規定は、平成二十九年四月一日から施行する。
- 2 第一条の規定（職員の研究員に関する条例（以下「給与条例」という。）第十一条の四第二項の改正規定を除く。）による改正後の給与条例の規定及び第三条の規定（一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（以下この項及び次項において「任期付研究員条例」という。）第六条第二項の改正規定を除く。）による改正後の任期付研究員条例の規定は平成二十八年四月一日から、第一条の規定（給与条例第十一条の四第二項の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定及び第三条の規定（任期付研究員条例第六条第二項の改正規定に限る。）による改正後の任期付研究員条例の規定は同年十二月一日から適用する。（給与の内払）
- 3 第一条の規定による改正後の給与条例又は第三条の規定による改正後の任期付研究員条例の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十六年徳島県条例第六十一号。以下この項において「平成二十六年改正条例」という。）附則第七項から第十項までの規定に基づいて支給された給料を含む。）又は第三条の規定による改正前の任期付研究員条例の規定に基づいて支給された給与（平成二十六年改正条例附則第七項から第九項までの規定に基づいて支給された給料を含む。）は、それぞれ第一条の規定による改正後の給与条例の規定による給与（平成二十六年改正条例附則第七項から第十項までの規定による給与を含む。）又は第三条の規定による改正後の任期付研究員条例の規定による給与（平成二十六年改正条例附則第七項から第九項までの規定による給与を含む。）の内払とみなす。

(平成三十二年三月三十一日までの間における扶養手当に関する特例)

4 平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間は、第二条の規定による改正後の給与条例（以下この項から附則第六項までにおいて「第二条改正後給与条例」という。）第六条第一項ただし書及び第七条第三項第三号から第六号までの規定は適用せず、第二条改正後給与条例第六条第三項及び第七条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等については一人につき六千五百円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の等級が八級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の等級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（以下「行八級職員等」という。）にあつては、三千五百円）、前項第二号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については一人につき一万円」とあるのは「前項第一号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については一万円、同項第二号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については一人につき八千円（職員に配偶者が不在の場合にあつては、そのうち一人については一万円）、同項第三号から第七号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については一人につき六千五百円（職員に配偶者及び扶養親族たる子が不在の場合にあつては、そのうち一人については九千円）」と、同条第一項中「扶養親族（行九級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、行九級職員等から行九級職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に第一号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者が不在ときは、その旨を含む。）」と、同項第一号中「場合（行九級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至つた者があつた場合を除く。）」とあるのは「場合」と、同項中「二 扶養親族たる要件を欠くに至つた場合及び行九級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至つた日以後の最初の三月三十一日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合及び行九級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至つた者があつた場合（扶養親族たる子又は前条第二項第三号、第五号若しくは第七号（満六十歳以上の者に係る部分を除く。）」に該当する扶養親族が、満二十二歳に達した日以後の最初の三月三十一日の経過により、扶養親族たる要件を欠く。）」とあるのは「三 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となつた場合（前号に該当する場合を除く。）」と、同条第二項中「扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至つた場合（第一号に該当する場合を除く。）」に該当する扶養親族が、満二十二歳に達した日以後の最初の三月三十一日の経過により、扶養親族たる要件を欠く。）」とあるのは「と、同条第二項中「扶養親族（行九級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なつた日、行九級職員等から行九級職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に

ないときはその職員が行九級職員等となつた日」とあるのは「死亡した日」と、同条第三項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第一号、第二号又は第七号」と、「第一号又は第三号」とあるのは「第一号」と、同項第二号中「扶養親族（行九級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

6 平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間は、第二条改正後給与条例第六条第一項ただし書並びに第七条第三号及び第五号の規定は適用せず、第二条改正後給与条例第六条第三項及び第七条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第一号及び第三号から第七号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」と、「が八級」とあるのは「が八级以上」と、「行八級職員等」とあるのは「行八级以上職員等」と、「前項第二号」とあるのは「同項第二号」と、同条第一項中「扶養親族（行九級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」がある場合、行九級職員等から行九級職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第一号中「場合（行九級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至つた者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第二号中「場合及び行九級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至つた者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第二項中「扶養親族（行九級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なつた日、行九級職員等から行九級職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行九級職員等以外の職員となつた日」とあるのは「なつた日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、行九級職員等以外の職員から行九級職員等となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行九級職員等となつた日」とあるのは「死亡した日」と、同条第三項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第一号、第二号、第四号、第六号又は第七号」と、「第一号又は第三号」とあるのは「第一号」と、同項第二号中「扶養親族（行九級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、同項第四号中「行八級職員等が行八級職員等及び行九級職員等」とあるのは「行八级以上職員等が行八级以上職員等」と、同項第六号中「行八級職員等及び行九級職員等」とあるのは「行八级以上職員等」とあるのは「が八级以上職員等」とする。

（人事委員会への委任）

7 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

知事等の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年十二月二十二日

徳島県知事 飯泉嘉門

徳島県条例第六十五号

知事等の給与に関する条例の一部を改正する条例

第一条 知事等の給与に関する条例（昭和二十七年徳島県条例第六十号）の一部を次のように改正する。

第七条ただし書中「百分の百六十五」を「百分の百七十五」に改める。

第二条 知事等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第七条ただし書中「百分の百五十」を「百分の百五十五」に、「百分の百七十五」を「百分の百七十」に改める。

附則第四項中「平成二十八年四月分から平成二十九年三月分まで」を「平成二十九年四月分から平成三十年三月分まで」に改める。

附則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十九年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の知事等の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成二十八年十二月一日から適用する。

3 第一条の規定による改正前の知事等の給与に関する条例の規定に基づいて平成二十八年十二月一日からこの条例の施行の日の前日までの間に知事等に支払われた期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年十二月二十二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県条例第六十六号

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十一年徳島県条例第六十六号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項に次のただし書を加える。

ただし、次項第一号及び第三号から第七号までのいずれかに該当する扶養親族に係る扶養手当は、企業局長が定める職員に対しては、支給しない。

第六条第二項中「前項の「扶養親族」とは」を「扶養手当の支給については」に改め、「の各号」を削り、「いう」を「扶養親族とする」に改め、同項第二号中「及び孫」を削り、同項中第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある孫

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第六条第一項にただし書を加える改正規定は、平成三十二年四月一日から施行する。

病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年十二月二十二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県条例第六十七号

病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成十六年徳島県条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項に次のただし書を加える。

ただし、次項第一号及び第三号から第七号までのいずれかに該当する扶養親族に係る扶養手当は、管理者が定める職員に対しては、支給しない。

第七条第二項中「前項の扶養親族とは」を「扶養手当の支給については」に、「いう」を「扶養親族とする」に改め、同項第二号中「及び孫」を削り、同項中第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある孫

第二十三条中「職員の給与に関する条例」の下に「（昭和二十七年徳島県条例第二号）」を加える。

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第二十三条の改正規定は公布の日から、第七条第一項にただし書を加える改正規定は平成三十二年四月一日から施行する。

雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成二十八年十二月二十二日

徳島県知事 飯泉嘉門

徳島県条例第六十八号

雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第一条 職員の退職手当に関する条例(昭和二十九年徳島県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第十条第五項中「、その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第五条第一項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同項第二号中「第三十七条の四第三項前段」を「第三十七条の四第三項」に改め、同条第六項中「、その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第五条第一項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同条第十一項中「又は広域求職活動費」を「又は求職活動支援費」に改め、同項第六号を次のように改める。

六 求職活動に伴い雇用保険法第五十九条第一項各号のいずれかに該当する行為をする者 同条第二項に規定する求職活動支援費の額に相当する金額

第十条第十五項中「規定は、」の下に「第五項又は第六項の規定による退職手当の支給を受けることができる者(第五項又は第六項の規定により退職手当の支給を受けた者であつて、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して一年を経過していないものを含む。)及び」を加え、「これら」を「第七項又は第八項」に改める。

(企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第二条 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和四十一年徳島県条例第六十六号)の一部を次のように改正する。

第十六条第六項中「、その者が退職の際勤務していた当該地方公営企業の事業を同法第五条第一項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同条第八項中「第五項又は前項」を「前三項」に、「広域求職活動費」を「求職活動支援費」に改める。
(病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第三条 病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成十六年徳島県条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第六項中「、その者が退職の際勤務していた当該地方公営企業の事業を同法第五条第一項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同条第八項中「第五項又は前項」を「前三項」に、「広域求職活動費」を「求職活動支援費」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十九年一月一日から施行する。
（職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置）
- 2 退職職員（退職した職員の退職手当に関する条例第二条に規定する職員をいう。以下同じ。）であつて、退職職員が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第五条第一項に規定する適用事業とみなしたならば雇用保険法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十七号）第二条の規定による改正前の雇用保険法第六条第一号に掲げる者に該当するものにつき、第一条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例（次項から第五項までにおいて「新退職手当条例」という。）第十条第五項又は第六項の勤続期間を計算する場合における職員の退職手当に関する条例第七条の規定の適用については、同条第一項中「在職期間による」とあるのは「在職期間（雇用保険法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十七号）の施行の日（以下この項において「雇用保険法改正法施行日」という。）前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日以後の職員としての引き続き在職期間）による」と、「月数」とあるのは「月数（雇用保険法改正法施行日前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日の属する月から退職した日の属する月までの月数（退職した日が雇用保険法改正法施行日前である場合にあつては、零）」とする。
- 3 新退職手当条例第十条第十一項（第六号に係る部分に限り、同条第十五項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員であつて求職活動に伴いこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に同号に規定する行為（当該行為に関し、第一条の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例（以下この項及び第五項において「旧退職手当条例」という。）第十条第十一項第六号に掲げる広域求職活動費に相当する退職手当が支給されている場合における当該行為を除く。）をしたもの（施行日前二年以内に旧退職手当条例第十条第五項又は第六項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となつた者であつて施行日以後に新退職手当条例第十条第五項から第八項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となつていないものを除く。）について適用し、退職職員であつて施行日前に公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をしたものに対する広域求職活動費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。
- 4 新退職手当条例第十五項において準用する同条第十一項（第四号に係る部分に限る。）の規定は、退職職員であつて施行日以後に職業に就いたものについて適用し、退職職員であつて施行日前に職業に就いたものに対する職員の退職手当に関する条例第十条第十一項第四号に掲げる就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

- 5 施行日前に旧退職手当条例第十条第五項又は第六項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者（施行日以後に新退職手当条例第十条第五項から第八項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者を除く。）に対する職員の退職手当に関する条例第十條第十一項第五号に掲げる移転費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。
- （企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置）
- 6 第二条の規定による改正後の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第十六條第八項（就業促進手当に相当する退職手当に係る部分に限る。）の規定は、退職した企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第二條第一項に規定する職員であつて施行日以後に職業に就いたものについて適用し、退職した同項に規定する職員であつて施行日前に職業に就いたものに対する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第十六條第八項の規定による就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。
- 7 施行日前に第二条の規定による改正前の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第十六條第六項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者（施行日以後に第二条の規定による改正後の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第十六條第五項から第七項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者を除く。）に対する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第十六條第八項の規定による移転費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。
- （病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置）
- 8 第三条の規定による改正後の病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例第二十一條第八項（就業促進手当に相当する退職手当に係る部分に限る。）の規定は、退職した病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例第二條第一項に規定する職員であつて施行日以後に職業に就いたものについて適用し、退職した同項に規定する職員であつて施行日前に職業に就いたものに対する病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例第二十一條第八項の規定による就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。
- 9 施行日前に第三条の規定による改正前の病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例第二十一條第六項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者（施行日以後に第三条の規定による改正後の病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例第二十一條第五項から第七項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者を除く。）に対する病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例第二十一條第八項の規定による移転費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

徳島県控除対象特定非営利活動法人を定める条例をここに公布する。

平成二十八年十二月二十二日

徳島県知事 飯泉嘉門

徳島県条例第六十九号

徳島県控除対象特定非営利活動法人を定める条例

徳島県税条例（昭和二十五年徳島県条例第三十一号）第二十条の七第二項の条例で定める控除対象特定非営利活動法人は、次の表に掲げる法人とする。

名	称	主たる事務所の所在地
特定非営利活動法人グリーンバレー		名西郡神山町神領字中津一〇六番地
特定非営利活動法人「ふくろうの森」		鳴門市撫養町大桑島字蛭子山四九番地

附則

この条例は、公布の日から施行する。

徳島県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年十二月二十二日

徳島県知事
飯泉嘉門

徳島県条例第七十号

徳島県都市公園条例の一部を改正する条例

徳島県都市公園条例（昭和三十三年徳島県条例第二十号）の一部を次のように改正する。
別表第三備考第十四項中「第三条に規定する」の下に「準中型自動車」を加える。

附則

この条例は、平成二十九年三月十二日から施行する。

徳島県住環境未来創造基金条例をここに公布する。

平成二十八年十二月二十二日

徳島県知事 飯泉嘉門

徳島県条例第七十一号

徳島県住環境未来創造基金条例

(設置)

第一条 未来の豊かな住環境の創造に向けた住生活の安定の確保及び向上の促進に資する事業に要する経費に充てるため、徳島県住環境未来創造基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立額)

第二条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他确实かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、确实かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、确实な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第六条 基金は、第一条に規定する事業の財源に充てる場合に限り、処分することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

徳島県治水及び利水等流域における水管理条例をここに公布する。

平成二十八年十二月二十二日

徳島県知事 飯泉嘉門

徳島県条例第七十二号

徳島県治水及び利水等流域における水管理条例

目次

前文

第一章 総則（第一条―第十条）

第二章 治水

第一節 河川等の整備及び維持管理（第十一条―第十八条）

第二節 浸水被害を防ぐ土地利用（第十九条―第二十八条）

第三節 河川に係る情報等の収集及び提供（第二十九条・第三十条）

第三章 利水（第三十一条―第四十四条）

第四章 水循環及び環境（第四十五条―第五十一条）

第五章 災害対応（第五十二条―第五十八条）

第六章 水教育（第五十九条―第六十四条）

第七章 罰則（第六十五条・第六十六条）

附則

生命の源である水は、蒸発、降下、流下又は浸透により、海域に至る過程で、河川の流域を中心に循環し、人の生活や産業活動などの深い関わりを築いてきた。県土の約四分の三を森林が占める本県では、その中を縫うように、大小の河川が縦横に流れ、これらの河川は、水を提供し、美しい環境を形づくり、人々

の心を癒やすなど、県民生活に欠かせない存在となっている。

しかし、吉野川流域では、豊かな水と流域一帯の肥沃な土壌が阿波藍をはじめとする文化を育んできたものの、高石垣や上げ舟などの各地に残る洪水遺跡が示すように、古来から浸水被害に苦しめられてきた。現在も、分水による利水が四国全体に大きな恩恵を与えている一方で、本県では浸水被害が繰り返されている。また、本県有数の穀倉地や工業地帯を有する那賀川流域でも、全国一の日降水量を記録するなどの厳しい自然環境ゆえに洪水はもとより、それに相反する渇水に、長年にわたって苦渋を味わうなど、水に関わる労苦の歴史が積み重ねられてきた。さらに、南海トラフを震源とする巨大地震及び中央構造線活断層帯を震源とする直下型地震の発生も危惧され、治水だけでなくあらゆる災害対応も課題となっている。

近年、人口構造の変化、地球温暖化に伴う気候変動などの多様な要因が水循環に変化を生じさせ、それに伴い、更に深刻な洪水や渇水の発生が懸念されるなど、水問題は、まさに新しい局面を迎えており、川がもたらす甘苦に通じた本県ならではの新たな次元の水管理が求められている。

ここに、私たちは、先人の絶え間ない治水の労苦の歴史に鑑み、治水の上に利水が成り立つとの考えの下、いかなる水災害にも正面から立ち向かい、県民の尊い生命と財産を守るため、英知を結集した総合的な水管理に、総力を挙げて取り組むことを決意し、将来の世代に対する責務として、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、地球温暖化に伴う気候変動等により発生が懸念される深刻な洪水等及び渇水から、県民の生命、身体及び財産を保護するため、豊かな自然環境の下で推進する治水及び利水をはじめとする流域における水管理について、基本理念を定め、県民、水利用者及び水利使用者の役割並びに県の責務を明らかにするとともに、流域における水管理の基本となる施策を定めることにより、本県ならではの流域における水管理を総合的かつ計画的に推進し、もって水災害に強い社会の構築を図り、県民の安全で豊かな暮らしの実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 水循環 水循環基本法（平成二十六年法律第十六号）第二条第一項に規定する水循環をいう。
- 二 健全な水循環 水循環基本法第二条第二項に規定する健全な水循環をいう。
- 三 水管理 健全な水循環を実現するための水の管理をいう。
- 四 雨水出水 水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第二条第一項に規定する雨水出水をいう。
- 五 水災害 洪水、雨水出水若しくは高潮（以下「洪水等」という。）又は津波による浸水被害及び少雨による渇水被害をいう。
- 六 水教育 水に関わる労苦の歴史及び文化並びに健全な水循環の重要性についての県民の理解と関心を深め、水に関わる労苦の歴史及び文化を次代に継承するために、家庭、学校、地域その他のあらゆる場において行われる水に関する教育及びこれに準ずる啓発活動をいう。

七 河川管理施設等 河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第三条第二項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する河川管理施設（以下「河川管理施設」という。）、砂防法（明治三十年法律第二十九号）第一条に規定する砂防設備及び海岸法（昭和三十一年法律第一百一号）第二条第一項に規定する海岸保全施設をいう。

八 雨水貯留浸透施設 雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を有する施設であつて、洪水又は雨水出水による浸水被害の防止を目的とするものをいう。

九 農業用水 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第二条第二項に規定する土地改良事業又はこれに準ずる事業により整備される農業用水路により供給される水をいう。

十 水道用水 水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第三条第一項に規定する水道により供給される水をいう。

十一 工業用水 工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第二条第二項に規定する工業用水をいう。

十二 水利用用者 農業用水、水道用水及び工業用水を利用する者をいう。

十三 水利使用者 河川法第二十三条（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の許可を受けた者及び同法第二十三条の二（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の登録を受けた者をいう。

（基本理念）

第三条 流域における水管理は、地球温暖化に伴う気候変動等により発生が懸念される深刻な洪水等及び渇水、南海トラフを震源とする巨大地震、中央構造線活断層帯等を震源とする直下型地震並びに津波等の自然災害並びに人口減少及び少子高齢化等による著しい社会環境の変化に対して、県民の安全及び安心が確保できるように、強靱な県土づくりを旨として行われなければならない。

2 流域における水管理は、先人の絶え間ない治水の労苦の歴史に鑑み、治水の上に利水が成り立つとの考えの下、洪水等による浸水被害の防止を最優先として、県民が健全な水循環の恩恵を最大限に享受できるよう行われなければならない。

3 流域における水管理は、水に関わる労苦の歴史及び文化並びに健全な水循環の重要性に対する理解と関心を深めるための水教育を推進し、県民、県、市町村その他の関係者が、それぞれの役割分担の下に流域全体で総合的かつ一体的に行われなければならない。

（県民の役割）

第四条 県民は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、平常時から水災害に対する危機意識を持って、自らの安全を自ら守るため、積極的に水災害対策（水災害を未然に防止し、及び水災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐための対策をいう。以下同じ。）を実施するよう努めるものとする。

2 県民は、基本理念にのっとり、平常時から水災害及び水災害対策に関する研修並びに水災害の発生を想定した訓練に積極的に参加し、水災害及び水災害対

策に関する知識及び技能の習得に努めるものとする。

3 県民は、基本理念にのっとり、国、県、市町村その他の関係者が実施する水災害対策に積極的に協力するよう努めるものとする。

4 県民は、基本理念にのっとり、水教育に積極的に参加することにより、水に関わる労苦の歴史及び文化並びに健全な水循環の重要性に対する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

(水利用者及び水利使用者の役割)

第五条 水利用者及び水利使用者は、基本理念にのっとり、平常時から節水及び合理的な水の利用に努めるとともに、国、県、市町村その他の関係者が実施する水災害対策及び利水に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(県の責務)

第六条 県は、基本理念にのっとり、流域における水管理を総合的かつ計画的に推進するとともに、県民、水利用者、水利使用者、河川法第五十八条の八第一項(同法第百条第一項において準用する場合を含む。)の河川協力団体、第四十二条第一項の利水サポート団体、水防団、市町村その他の関係者が実施する水管理を支援し、並びに関係者間の連携及び協力を推進するための体制の整備を図るものとする。

(流域水管理計画)

第七条 知事は、流域における水管理を総合的かつ計画的に推進するため、県の全域及び規則で定める流域ごとに、それぞれ、流域における水管理に関する計画(以下「流域水管理計画」という。)を定めるものとする。

2 流域水管理計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 流域における水管理に関する課題

二 流域における水管理に関する目標

三 前二号に掲げるもののほか、流域における水管理の推進に関し必要な事項

3 知事は、流域水管理計画を定めるに当たっては、県民、学識経験者、関係行政機関その他の関係者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 知事は、流域水管理計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、流域水管理計画の変更について準用する。

(徳島県水防の日)

第八条 県民一人一人が、水防についての認識を深め、水防活動の一層の充実を図るため、徳島県水防の日を設ける。

2 徳島県水防の日は、六月五日とする。

3 県は、徳島県水防の日の趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(顕彰)

第九条 県は、流域における水管理の推進に関し、功績の顕著な者の顕彰に努めるものとする。

(財政上の措置)

第十条 県は、流域における水管理に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第二章 治水

第一節 河川等の整備及び維持管理

(河川及び河川管理施設等の整備及び維持管理)

第十一条 県は、その管理する河川及び河川管理施設等について、次に掲げるところにより、整備及び維持管理を行うものとする。

一 河道の拡幅及び掘削、堤防の整備、洪水調節施設（一時的に洪水流量又は雨水の一部を貯留し、又は調節する施設をいう。以下同じ。）の設置等の対策を効果的に組み合わせることで率的に実施すること。

二 河川の流水を流下させる能力（以下「流下能力」という。）を著しく阻害する河川内の堆積土砂、樹木等の除去を適切に実施すること。

三 流下能力の不足のため、著しい浸水被害が発生した箇所については、再度災害を防止し、又は軽減するための対策を実施すること。

四 高潮、地震又は津波により相当な被害が想定される箇所については、計画的な整備及び適正な維持管理を実施すること。

(下水道の管理に係る支援等)

第十二条 県は、市町村が行う下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第三号に規定する公共下水道又は同条第五号に規定する都市下水路の設置、改築、修繕、維持その他の管理について、情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を行うとともに、市町村と連携し、及び協力して、雨水出水による浸水被害を防止し、又は軽減するための対策に積極的に取り組むものとする。

(河川管理施設等の能力を上回る外力への対応)

第十三条 県は、その管理する河川管理施設等について、当該河川管理施設等の能力を上回る外力が加えられる場合があることを考慮し、当該場合においても、住民が避難時間を確保できるよう、必要な整備に努めるものとする。

2 県は、その管理する河川管理施設等について、地球温暖化に伴う気候変動等による外力の増大に対応した施設の改造その他の措置がより容易に行えるよう配慮した計画及び設計に努めるものとする。

(総合的な土砂の管理)

第十四条 県は、流域の土砂の管理について、国、市町村その他の関係者と連携して、総合的な土砂の管理計画を策定するとともに、必要に応じ、次に掲げる

ところにより取り組むものとする。

- 一 土砂の除去並びに除去した土砂の流通及び利用を図る対策を実施すること。
 - 二 山地の荒廃及び急激な土砂の流出を防ぐ対策を実施すること。
 - 三 河道、海岸汀線等の変化の観測及び河川における土砂の動態の把握に努めること。
 - 四 海岸の侵食を防ぐ対策を実施すること。
- (県民との協働による維持管理)

第十五条 県は、その管理する河川及び河川管理施設の維持管理について、県民との協働により行う草木及び堆積土砂の除去等の活動を推進するものとする。
(河川管理施設等の計画的な維持管理等)

第十六条 県は、その管理する河川管理施設等について、施設の老朽化及び損傷等による機能の喪失を防ぐため、計画的に維持管理及び更新を実施するものとする。

2 県は、前項に規定する維持管理及び更新の実施に当たっては、国等が定める技術的な基準を満たすとともに、県民が必要とする施設能力の向上を図る機能の付加に努めるものとする。

(県以外の管理者への要請等)

第十七条 知事は、必要があると認める場合は、県以外の河川及び河川管理施設等の管理者に対して、基本理念にのっとり、第十一条、第十三条、第十五条及び前条の規定に準じた措置を講ずるよう要請し、又は協力を求めるものとする。

(河川管理施設等の機能の活用)

第十八条 県は、次に掲げるところにより、河川管理施設等の機能を最大限に活用できるように努めるものとする。

- 一 県以外の排水施設及び洪水調節施設の管理者と浸水被害の防止又は軽減を図るための管理及び運用方法について一層の連携を行うこと。
- 二 排水ポンプ車の機動的で円滑な運用について、市町村その他の関係者と一層の連携を行うこと。

第二節 浸水被害を防ぐ土地利用

(浸水被害を防ぐ地域づくり)

第十九条 県は、市町村と連携して、洪水等及び津波による浸水被害から県民の生命、身体及び財産を保護することのできる地域づくりに努めるものとする。

2 県は、前項に規定する地域づくりが円滑に進むよう、必要に応じ、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第四条第一項に規定する都市計画その他の土地の利用に関する計画を活用するものとする。

3 土地の形質を変更する行為であって規則で定めるもの(以下「開発行為」という。)をしようとする者は、開発行為をしようとする土地の区域及びその周

辺の地域（以下「開発区域等」という。）における当該開発行為に起因する浸水被害を防止するため、雨水貯留浸透施設又は排水路（以下「雨水貯留浸透施設等」という。）を設置し、及び当該雨水貯留浸透施設等の機能を維持するよう努めなければならない。

4 知事は、開発区域等における浸水被害を防止するため必要があると認めるときは、前項に規定する雨水貯留浸透施設等の設置又は機能の維持を行わない者に対し、必要な措置を講ずるよう指導し、又は勧告することができる。

（浸水想定区域等における避難に係る計画の作成等）

第二十条 知事は、洪水等及び津波による浸水被害から県民の生命、身体及び財産を保護するため、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める措置を講ずるよう指導し、又は勧告することができる。

一 水防法第十五条第一項第四号ロに規定する要配慮者利用施設の所有者又は管理者 同法第十五条の三第一項の規定による計画の作成、訓練の実施及び自衛水防組織の設置

二 水防法第十五条第一項第四号ハに規定する大規模工場等の所有者又は管理者 同法第十五条の四第一項の規定による計画の作成、訓練の実施及び自衛水防組織の設置

三 津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百二十三号）第七十一条第一項に規定する避難促進施設の所有者又は管理者 同項の規定による避難確保計画の作成

（用語）

第二十一条 次条から第二十七条まで及び第七章において使用する用語は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）及び建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）で使用する用語の例による。

（災害危険区域の指定）

第二十二条 知事は、洪水又は雨水出水による浸水被害が発生するおそれのある区域における浸水被害を防止し、又は軽減するため、河川又は河川管理施設の整備を実施する場合において、これらの整備と併せて当該区域の一部を建築基準法第三十九条第一項の規定による災害危険区域として指定することができる。

2 知事は、前項の規定による指定（以下「指定」という。）をしようとするときは、あらかじめ、河川又は河川管理施設の整備、雨水の流出抑制その他の浸水被害の防止又は軽減を図るための措置に関する総合的な計画を策定し、指定をしようとする区域における想定浸水位（当該計画において定める降雨による洪水又は雨水出水により浸水した場合に想定される水位をいう。以下同じ。）を明らかにしなければならない。

3 知事は、指定をしようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かなければならない。

4 知事は、指定をするときは、当該指定の区域及び想定浸水位を告示するとともに、その旨を関係市町村長に通知しなければならない。これを廃止するとき

も、同様とする。

5 災害危険区域の指定及び廃止は、前項の告示によってその効力を生ずる。

(河川等出水警戒区域における建築物の建築の制限)

第二十三条 河川等出水警戒区域（指定がなされた災害危険区域をいう。）において、次に掲げる用途に供する建築物の建築（同一敷地内の移転を除く。以下同じ。）をしようとする建築主は、当該建築物が次条各号のいずれかに適合するものであることについて、当該工事に着手する前に、知事の認定を受けなければならぬ。ただし、規則で定める建築物については、この限りでない。

一 住宅、共同住宅、長屋及び寄宿舎

二 児童福祉施設等（規則で定める施設を含む。）

三 旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第二条第一項に規定する旅館業の営業の用に供する施設

四 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院及び同条第二項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの

五 宿泊室を有する研修施設

2 指定の際現に当該災害危険区域に存する建築物（建築の工事中の建築物を含む。）の増築又は改築をしようとする場合においては、当該増築又は改築に係る部分以外の建築物の部分に対しては、前項の規定は、適用しない。

3 第一項の認定を受けようとする建築主は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に、規則で定める図書を添付して、知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

二 建築しようとする建築物の敷地の位置及び地盤面の高さ（建築物が周囲の地面と接する位置のうち最も低い位置の高さをいう。以下同じ。）

三 建築しようとする建築物の構造

四 建築しようとする建築物の用途

五 建築しようとする建築物の敷地の想定浸水位

六 建築しようとする建築物の居室の位置及び床面の高さ

七 その他規則で定める事項

(認定の基準)

第二十四条 知事は、前条第一項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る建築物が次の各号のいずれかに適合していると認めるときは、同項の認

定をしなければならない。

- 一 敷地の地盤面の高さ及び居室の床面の高さが想定浸水位より高い位置にあること。
- 二 主要構造部（壁、柱及びびりのうち、構造耐力上主要な部分に限る。）が鉄筋コンクリート造、鉄骨造その他これらに類する構造であり、かつ、居室の床面の高さが想定浸水位より高い位置にあること。
- 三 前二号に定めるもののほか、これらと同等以上の安全性を確保することができる建築物として規則で定めるものであること。

（認定の条件等）

第二十五条 知事は、洪水又は雨水出水による浸水被害から県民の生命、身体及び財産を保護するため必要があると認めるときは、第二十三条第一項の認定に条件を付することができる。

2 知事は、第二十三条第一項の認定をしたときは、規則で定めるところにより、認定証を交付しなければならない。

3 前項の認定証の交付を受けた後でなければ、建築物の建築の工事は、することができない。
（変更の認定等）

第二十六条 第二十三条第一項の認定を受けた建築主は、当該認定に係る建築物について同条第三項各号（第五号を除く。）に掲げる事項を変更して、当該建築物の建築をしようとするときは、規則で定めるところにより、当該工事に着手する前に、知事の認定を受けなければならない。ただし、変更後の建築物が同条第一項各号に掲げる用途に供する建築物以外のものとなるとき、又は規則で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 第二十三条第一項の認定を受けた建築主は、前項ただし書に該当する変更をしたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

3 第二十三条第三項及び前二条の規定は、第一項の認定について準用する。

（認定の取消し等）

第二十七条 知事は、第二十三条第一項各号に掲げる用途に供する建築物の建築主が、次の各号のいずれかに該当するときは、同項若しくは前条第一項の認定を取り消し、若しくは当該認定に付した条件を変更し、又は当該建築主に対して、当該建築物の建築の工事の停止を命じ、若しくは相当の猶予期限を付けて、必要な措置をとることを命ずることができる。

一 第二十三条第一項又は前条第一項の規定に違反したとき。

二 第二十三条第一項又は前条第一項の認定に付した条件に違反したとき。

三 偽りその他不正の手段により第二十三条第一項又は前条第一項の認定を受けたとき。

（雨水の浸透及び保持等に係る機能の維持）

第二十八条 農地、森林等を所有し、又は使用収益する権原を有する者は、その土地が有する雨水を浸透させ、及び保持する機能の保全に努めるものとする。

2 県は、農地、森林その他の雨水を浸透させ、及び保持する機能を有する土地並びに当該機能の保全のために必要な事項を明らかにするものとする。

3 県は、流域における生態系の有する洪水等及び津波による浸水被害を防止し、又は軽減する機能が持続的に発揮されるよう、生態系の保全及び再生に資する必要な支援に努めるものとする。

第三節 河川に係る情報等の収集及び提供

(情報基盤の整備)

第二十九条 県は、水災害による被害を防止し、又は軽減するため、県が管理する河川の水位、降雨量の状況、関係するダムの貯水位その他の必要な情報を収集し、国、市町村、県民その他の関係者に提供するものとする。

2 県は、前項に規定する情報の収集及び提供に当たっては、情報通信の技術の利用その他の迅速かつ的確な方法により行うものとし、必要な施設及び設備の整備及び維持管理に努めるものとする。

(事前防災行動計画等の情報提供)

第三十条 県は、洪水等が発生し、又は発生するおそれがある場合における県民の迅速かつ円滑な避難を確保するため、必要に応じ、当該場合において国、県、市町村、県民その他の関係者がとるべき行動を明らかにした計画（以下「事前防災行動計画」という。）が策定されるよう、国、市町村等と連携協力して取り組むものとする。

2 県は、事前防災行動計画が策定されたときは、その内容を県民に情報提供するものとする。

3 県民は、事前防災行動計画のとり、適切に行動するよう努めるものとする。

4 県は、洪水等が発生し、又は発生するおそれがある場合における県民の迅速かつ円滑な避難を確保するため、水防法第十四条第一項に規定する洪水浸水想定区域、同法第十四条の二第一項に規定する雨水出水浸水想定区域及び同法第十四条の三第一項に規定する高潮浸水想定区域を、県民に情報提供するものとする。

5 県は、水防法第十五条第三項の規定により市町村長が行う印刷物の配布その他の措置が円滑に実施されるよう、必要な協力を行うものとする。

第三章 利水

(貯留機能の維持及び向上)

第三十一条 県は、その管理するダムについて、安定的な水の供給に資するため、貯留機能を維持し、及び向上させるための必要な対策を講ずるものとする。

この場合において、治水機能を有するダムにあつては、治水機能を確保した上で、当該対策を講じなければならない。

(水利用の現状の検証等)

第三十二条 県は、その管理するダムについて、ダム完成後の社会経済情勢の変化を勘案し、必要に応じ、水利利用の現状を検証するとともに、その結果に基づき、利水に関する計画の見直しを行うよう努めるものとする。

(堆積土砂に係る総合的な対策)

第三十三条 県は、その管理するダムについて、ダムの貯水池内の堆積土砂の除去に加え、当該貯水池の上流に位置する県が管理する河川内の堆積土砂の除去を含めた堆積土砂に係る総合的な対策を講ずるよう努めるものとする。

(県以外の管理者への要請等)

第三十四条 知事は、必要があると認める場合は、県以外のダムの管理者に対して、基本理念にのっとり、前三条の規定に準じた措置を講ずるよう要請し、又は協力を求めるものとする。

(堰堤えんの活用)

第三十五条 県は、その管理する砂防堰堤及び治山堰堤の構造及び機能に支障のない範囲内において、当該堰堤に貯留されている流水の利用に努めるとともに、水利使用者（新たに水利使用者になろうとする者を含む。第四十一条において同じ。）に対して堰堤に係る流水の適正な活用に関する助言その他の必要な協力をを行うよう努めるものとする。

(農業用水施設における適正な水の管理等)

第三十六条 農業用水施設（農業用水を供給する施設をいう。以下同じ。）を管理する者は、その管理する施設を良好な状態に保つように維持し、修繕し、もつて水の利用が適正に行われるよう努めるものとする。

2 県は、安定的かつ効率的な農業用水の利用に資するため、農業用水施設を適正に保全するための施策を講ずるものとする。

(水道事業者に対する支援)

第三十七条 県は、安定的かつ効率的な水道用水の利用に資するため、水道法第三条第五項に規定する水道事業者に対し、水道施設（同条第八項に規定する水道施設をいう。以下同じ。）を適正に保全するための情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援に努めるものとする。

(工業用水施設における適正な水の管理等)

第三十八条 工業用水施設（工業用水を供給する施設をいう。以下同じ。）を管理する者は、その管理する施設を良好な状態に保つように維持し、修繕し、もつて水の利用が適正に行われるよう努めるものとする。

2 県は、安定的かつ効率的な工業用水の利用に資するため、工業用水施設を適正に保全するための施策を講ずるものとする。
(指導)

第三十九条 知事は、農業用水施設、水道施設又は工業用水施設のうち、水利使用者（河川法第八十七条（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）

の規定により同法第二十三条（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の許可又は同法第二十三条の二（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の登録を受けたものとみなされる者を除く。）が設置した流路を形成する工作物（農地、水道施設の浄水場又は工場に至るまでの間に限る。）について、損傷等の異常を発見した場合は、当該工作物の管理者に対し、適切な措置を講ずるよう指導することができる。

（再生水等の利用）

第四十条 県、県民及び事業者は、再生水（ろ過、化学処理等を行うことにより再利用できるようにした水をいう。）、雨水、地下水及び湧水（以下「再生水等」という。）が貴重な水資源であることを認識した上で、再生水等の利用に努めるものとする。

2 県は、市町村と連携して、再生水等の利用が促進されるよう、県民及び事業者に対し、情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援に努めるものとする。
（流水の活用）

第四十一条 県及び水利使用者は、地域に存するエネルギー源が地域の実情に応じて有効に活用されるよう、多様な流水を活用する取組の実施に努めるものとする。

（利水サポート団体）

第四十二条 知事は、国、県及び市町村と連携して、次に掲げる活動を行う法人その他これに準ずるものを、利水サポート団体として認定することができる。

- 一 国、県及び市町村が行う節水及び渇水対策への協力
 - 二 節水及び渇水対策に必要な器具、資材又は設備の保管及び提供
 - 三 節水、渇水対策及び再生水等の利用に関する情報又は資料の収集及び提供
 - 四 節水、渇水対策及び再生水等の利用に関する調査研究
 - 五 節水、渇水対策及び再生水等の利用に関する知識の普及啓発
- 2 前項の規定による認定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。

（渇水時の被害軽減対策）

第四十三条 県は、異常な渇水が発生したとき、又はその発生が予測されるときは、水利使用者の間で円滑に水利使用の調整が行われるよう、関係する河川管理者（河川法第七条（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する河川管理者をいう。以下同じ。）と連携の上、必要な支援に努めるものとする。

2 県は、関係する市町村、水利使用者及び前条第一項の利水サポート団体と連携し、異常な渇水に対応できるよう、必要な情報を速やかに提供するものとする。

3 県は、異常な渇水が発生したときは、関係する市町村、水利使用者及び前条第一項の利水サポート団体の協力を得て、渇水による河川環境への影響及び県

民への被害を最小化するために必要な施策の実施に努めるものとする。

4 水利使用者及び県民は、異常な渇水に備えるため、平常時から節水並びに代替水源及び備蓄水の確保に努めるものとする。

(事前渇水行動計画)

第四十四条 県は、異常な渇水による被害を最小限度にとどめるため、規則で定めるダムの貯水率に応じて県が講ずべき対策並びに水利使用者及び県民がとるべき行動を明らかにした計画（以下「事前渇水行動計画」という。）を策定するものとする。

2 県は、事前渇水行動計画を策定しようとするときは、あらかじめ、関係する河川管理者、市町村及び水利使用者との調整を図るものとする。

3 県は、事前渇水行動計画を策定したときは、その内容を県民に情報提供するものとする。

4 水利使用者及び県民は、事前渇水行動計画のつとり、適切に行動するよう努めるものとする。

第四章 水循環及び環境

(涵養機能の維持及び向上)

第四十五条 県は、次に掲げるところにより、水の涵養機能の維持及び向上を図るものとする。

一 森林の有する水源の涵養の機能を持続的に発揮させるため、森林について現状を把握し、整備及び保全を推進するとともに、県民が組織する団体等による森林の整備及び保全に関する活動を支援すること。

二 農地の有する地下水の涵養の機能を効果的に発揮させるため、農地の整備及び保全に関する活動を支援すること。

三 県が管理する河川において、河川からの地下水の涵養の促進に資する整備を行うこと。

(水質の保全等)

第四十六条 県は、水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三十八号）第二条第一項に規定する公共用水域及び地下水の水質（以下「公共用水域等の水質」という。）の保全及び改善に資するため、同法第十六条第一項に規定する測定計画に基づき、公共用水域等の水質の状態について継続的な監視を行うものとする。

2 県は、市町村と連携して、公共用水域等の水質に対する生活排水及び農業排水（農地から排出し、又は浸透する水をいう。）による汚濁の負荷の低減に資する施策の実施に努めるものとする。

(水循環の把握)

第四十七条 県は、健全な水循環に資する各種の施策を効果的に推進するため、河川の流況及び水利用の状況並びに県が定める観測地点における地下水の状況を定期的に調査することにより、水循環の把握に努めるものとする。

2 県は、前項に規定する調査により把握した水循環の状況を公表し、県民との情報共有に努めるものとする。

(流域環境の保全等)

第四十八条 県は、その管理する河川及び河川管理施設等の整備及び維持管理に当たっては、健全な水循環の維持又は回復並びに流域全体を視野に入れた生態系の保全及び再生に努めるものとする。

(先導的な技術の研究開発)

第四十九条 県は、健全な水循環の維持又は回復に資する先導的な技術の研究開発を促進するため、その管理する河川及び河川管理施設等において、事業者及び大学その他の研究機関が実施する水循環に関する取組であつて、地域における課題の解決に資するものに対する支援その他の必要な施策の実施に努めるものとする。

(水量の確保及び水辺の整備等)

第五十条 県は、市町村その他の関係者と連携して、県民等が河川と親しみ、及び共生するために欠かせない河川の水量の確保に努めるものとする。

2 県は、市町村その他の関係者と連携して、観光及びスポーツの振興等に資する水辺の整備並びに自然と共生する水辺の環境の創出に努めるものとする。

3 県は、前項に規定する水辺の整備及び水辺の環境の創出に当たっては、障がいの有無、年齢、性別等にかかわらず多様な人々が水辺を利用しやすい構造となるよう努めるものとする。

(県以外の管理者等への要請等)

第五十一条 知事は、良好な河川環境を保全し、及び形成するため必要があると認める場合は、県以外の河川及び河川管理施設等の管理者等に対して、基本理念のつとより、前条の規定に準じた措置を講ずるよう要請し、又は協力を求めるものとする。

第五章 災害対応

(市町村への技術支援等)

第五十二条 県は、市町村長が的確に避難の勧告等を行うことができるよう、洪水等又は津波による浸水被害の発生時か否かを問わず、市町村に対する情報の提供、技術的な助言、連携体制の構築その他の必要な支援を行うものとする。

2 県は、洪水等又は津波による大規模な浸水被害が発生し、市町村の浸水被害への対応能力が著しく低下した場合又はそのおそれがある場合には、当該市町村に対して、排水ポンプ車による排水その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(水防体制の強化等)

第五十三条 県は、市町村その他の関係者と連携して、水防活動の拠点の整備及び水防資材の備蓄並びに水防活動の拠点及び水防資材の適切な維持管理に努めるものとする。

2 県は、市町村その他の関係者と連携して、水防団員等の水防技術の習得及び向上を図るために必要な支援を行い、水防団の強化に努めるものとする。

3 県は、国、市町村、水防団、流域住民その他の関係者と連携して、水防活動の拠点等を活用した水防訓練を実施し、水防体制の強化に努めるものとする。

4 県は、津波の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保を図られるよう平常時から備えるものとする。

(放置艇の解消)

第五十四条 県は、洪水等又は津波による浸水被害の発生時における被害の拡大を防止するため、放置艇（正当な権原に基づかず、継続的に係留等がされている船舶をいう。）を解消するための計画を策定し、その解消に努めるものとする。

(河川管理施設等の事前復旧計画等)

第五十五条 県は、その管理する排水施設その他の重要な河川管理施設等及びダムが被災した場合には、速やかにその機能の復旧又は代替する機能の確保ができるよう、これらの施設の事前復旧計画の策定その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、その管理する河川について、著しい流木等の漂着により、その流下能力が阻害された場合には、速やかに流下能力を回復させることができるよう、流木等の除去計画の策定その他の必要な措置を講ずるものとする。

(震災時等の水資源を確保するための対策の強化)

第五十六条 第三十九条に規定する流路を形成する工作物の管理者は、当該工作物の強化に努めるとともに、当該工作物が被災した場合に備え、早期復旧を可能とする資機材の備蓄、相互応援体制の構築並びに代替水源及び備蓄水の確保に努めるものとする。

2 県は、震災等により、長期間にわたって用水の取水及び送水の機能が失われないう、第三十九条に規定する流路を形成する工作物の管理者に対し、事前防災及び減災に係る対策について技術的な助言その他の必要な支援を行うものとする。

(震災時等の水の融通の円滑化)

第五十七条 県は、震災等により用水の取水又は送水の機能に支障が生じたときは、水利使用者の間で円滑に水利使用の調整が行われるよう、関係する河川管理者と連携の上、必要な支援に努めるものとする。

(震災時等の河川等の活用)

第五十八条 県は、震災等の発生時において、その管理する河川管理施設を避難場所及び救援物資等の置場等に活用できるよう、必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、震災等の発生時において、避難並びに救援に必要な資材及び人員の輸送に利用する経路を確保するため、その管理する河川及び河川管理施設を避難路及び緊急輸送路として活用できるよう、必要な措置を講ずるものとする。

第六章 水教育

(地域における課題を踏まえた水教育の推進)

第五十九条 県は、市町村その他の関係者と連携し、次に掲げる事項を基本として、地域における課題を踏まえた水教育の推進に努めるものとする。

- 一 治水及び利水の歴史並びに水に関わる文化に対する県民の理解と関心を深め、水に関わる労苦の歴史及び文化を次代に継承すること。
- 二 健全な水循環の重要性に対する県民の理解と関心を深め、健全な水循環の維持又は回復に資すること。
- 三 河川環境及び流域の自然環境に対する県民の理解と関心を深め、その保全及び再生に資すること。
- 四 平常時から水災害に備え、水災害の発生時には適切に対処することができるよう、水災害及び水災害対策に関する知識を普及すること。

(学校における水教育)

第六十条 県は、次代の社会を担う子供が、水に親しむとともに、治水及び利水の歴史、水に関わる文化、健全な水循環の重要性等についての理解と関心を深め、さらに、水に関わる労苦の歴史及び文化を未来に引き継げるよう、学校における水教育の推進に努めるものとする。

(水教育を推進する環境の整備)

第六十一条 県は、県民が容易に水教育を受けることができるよう、水教育に関する教材を作成し、その効果的な提供に努めるものとする。

2 県は、水に関わる歴史及び文化の遺産並びに河川の整備事例等を整理し、水教育の推進に活用するよう努めるものとする。

(水に関する行事等を通じた水教育)

第六十二条 県は、第八条第三項に規定する行事、水循環基本法第十条第三項に規定する事業その他水に関する催し(以下「水に関する行事等」という。)を積極的に実施し、又は活用することにより、水教育の推進に努めるものとする。

(流域における交流の促進)

第六十三条 県は、治水及び利水の機能その他のダム及び森林の恩恵について、県民が理解を深めることができるよう、上流の水源地域の住民と下流の地域の住民との交流をはじめとする流域内の住民の交流の機会の確保に努めるものとする。

(水教育の展開)

第六十四条 県は、県民との連携及び協働の下に、県の全域において水教育が展開されるよう努めるものとする。

2 県は、水教育及び水に関する行事等を実施するに当たっては、全ての県民が参加しやすい環境の整備に努めるものとする。

第七章 罰則

第六十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十三条第一項又は第二十六条第一項(建築基準法第八十七条第二項の規定によりこれらの規定が準用される場合を含む。次号において同じ。)の規定に違反した者

- 二 偽りその他不正の手段により第二十三条第一項又は第二十六条第一項の規定を受けた者

三 第二十五条第三項（第二十六条第三項において準用する場合を含む。）（建築基準法第八十七条第二項の規定により準用される場合を含む。）の規定に違反した場合における当該建築物の工事施工者

四 第二十七条（建築基準法第八十七条第二項の規定により準用される場合を含む。）の規定による知事の命令に違反した者

第六十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

（建築基準法施行条例の一部改正）

2 建築基準法施行条例（昭和四十七年徳島県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「条例は」の下に「、別に定めるもののほか」を加える。

第四条中「災害危険区域内」を「災害危険区域（徳島県治水及び利水等流域における水管理条例（平成二十八年徳島県条例第七十二号）第二十三条第一項に規定する河川等出水警戒区域を除く。）内」に改める。

徳島県港湾施設管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年十二月二十二日

徳島県知事 飯泉嘉門

徳島県条例第七十三号

徳島県港湾施設管理条例の一部を改正する条例

徳島県港湾施設管理条例（昭和三十年徳島県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

別表第二の二の表中

荷役機		
ガント	リーク レーン	リーク スタツ カー
一基	一基	一台
三十分	三十分	三十分
二六、〇〇〇	二六、〇〇〇	二、六〇〇
—	—	—

を	
荷役機	
ガント	リーク レーン
一基	一基
三十分	三十分
三、四〇〇	二六、〇〇〇
—	—

カー

に改め、同表の三その二の注第一項中「第三条に規定する」の下に「準中型自動車、」を加える。

附則

- 1 この条例は、平成二十九年三月十二日から施行する。ただし、別表第二の二の表の改正規定は、同年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に許可を受けている駐車場の使用に係る使用料については、当該許可の期間中に限り、なお従前の例による。

徳島県学校職員給与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年十二月二十二日

徳島県知事 飯泉嘉門

徳島県条例第七十四号

徳島県学校職員給与条例の一部を改正する条例

第一条 徳島県学校職員給与条例（昭和二十七年徳島県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第十四条の三第一項中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第一号中「五万五百円」を「五万六百元」に改める。

第十五条の二の三第二項中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第一号中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同項第二号中「百分の三十七・五」を「百分の四十二・五」に改める。

別表第一から別表第四までを次のように改める。

別表第一 小学校中学校教育職給料表（第四条関係）

学校職員の区分	職務の等級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	155,200	171,100	260,000	289,000	405,900
	2	156,700	173,200	262,500	291,600	407,400
	3	158,200	175,300	264,800	294,500	408,900
	4	159,700	177,500	267,100	297,000	410,400
	5	161,400	179,500	269,700	299,500	411,800
	6	163,300	181,700	272,100	301,900	413,200
	7	165,100	183,900	274,300	304,200	414,700
	8	166,900	186,100	276,500	306,600	416,300
	9	168,700	188,400	278,800	309,000	417,700
	10	170,800	191,200	281,100	311,600	419,100
	11	172,800	193,900	283,500	314,300	420,500
	12	174,800	196,600	285,700	317,200	421,800
	13	176,800	199,500	288,100	319,700	423,100
	14	179,000	201,200	290,200	321,700	424,500
	15	181,200	202,900	292,100	323,700	425,900
	16	183,400	204,600	294,100	326,000	427,300
	17	185,700	206,400	296,300	328,200	428,500
	18	188,300	208,100	298,800	330,400	429,800
	19	190,800	209,800	301,300	332,700	431,000
	20	193,300	211,400	304,000	334,800	432,300
	21	195,800	213,200	306,300	337,100	433,400
	22	197,500	215,100	308,900	339,300	434,600
	23	199,200	217,000	311,200	341,600	435,900
	24	200,900	218,900	313,900	343,900	437,200
	25	202,400	220,600	316,500	345,800	438,500
	26	204,000	222,600	318,800	347,600	439,700
	27	205,600	224,600	321,200	349,500	440,700
	28	207,100	226,600	323,400	351,400	441,800
	29	208,800	228,500	325,700	353,200	443,000
	30	210,500	231,200	327,700	355,000	443,800
	31	212,200	233,900	329,900	356,700	444,600
	32	213,900	236,600	332,100	358,600	445,500
	33	215,400	239,200	334,100	360,200	446,400
	34	217,100	242,000	336,200	361,900	446,900
	35	218,800	244,600	338,300	363,600	447,400
	36	220,500	247,300	340,300	365,400	447,900
	37	222,000	249,800	342,300	367,300	448,400
	38	223,700	252,300	344,200	368,800	
	39	225,400	254,800	346,200	370,300	
	40	227,100	257,100	348,100	371,900	
	41	228,700	259,800	349,900	373,100	
	42	230,400	262,200	351,700	374,500	
	43	232,000	264,400	353,500	375,900	

	44	233,600	266,600	355,200	377,400
	45	235,300	268,800	357,000	378,900
	46	236,800	271,000	358,700	380,500
	47	238,200	273,200	360,200	382,100
	48	239,600	275,200	361,800	383,600
	49	241,000	277,500	363,100	385,000
	50	242,400	279,500	364,600	386,500
	51	243,900	281,400	366,200	388,000
	52	245,100	283,400	367,800	389,400
	53	246,200	285,200	369,300	390,600
	54	247,600	287,600	370,800	391,900
	55	248,800	289,900	372,300	393,000
	56	250,000	292,400	373,800	394,100
	57	251,200	294,500	375,300	395,500
	58	252,400	297,000	376,700	396,700
	59	253,500	299,300	378,100	397,900
	60	254,700	302,000	379,400	399,200
	61	256,100	304,400	380,300	400,400
	62	257,300	306,800	381,500	401,400
	63	258,500	309,300	382,700	402,800
	64	259,400	311,600	383,800	404,100
	65	260,400	313,900	384,700	405,300
	66	261,800	316,100	385,900	406,400
	67	263,200	318,200	386,900	407,600
	68	264,700	320,400	388,000	408,700
	69	266,300	322,600	389,200	409,700
	70	267,800	324,700	390,200	410,900
	71	269,300	326,900	391,300	412,100
	72	270,700	328,900	392,500	413,300
	73	271,800	331,000	393,500	413,900
	74	273,000	333,100	394,600	414,700
	75	274,300	335,300	395,700	415,400
	76	275,500	337,500	396,800	415,900
再任用学 校職員以 外の学校 職員	77	276,900	339,300	397,700	416,200
	78	278,000	341,200	398,600	416,600
	79	279,200	343,100	399,600	417,000
	80	280,400	344,900	400,600	417,400
	81	281,600	346,700	401,400	417,700
	82	282,500	348,500	402,200	418,100
	83	283,700	350,100	402,900	418,500
	84	284,900	351,900	403,700	418,800
	85	285,900	353,200	404,400	419,100
	86	286,800	354,800	405,200	419,500
	87	287,700	356,300	405,900	419,900
	88	288,700	357,800	406,600	420,200
	89	289,800	359,200	407,200	420,500
	90	290,700	360,500	407,900	420,800
	91	291,600	361,900	408,400	421,100

92	292,500	363,300	409,100	421,300
93	292,900	364,800	409,500	421,500
94	293,600	366,100	409,900	
95	294,300	367,400	410,200	
96	295,100	368,600	410,500	
97	295,900	369,600	410,800	
98	296,700	370,600	411,100	
99	297,500	371,600	411,400	
100	298,200	372,600	411,600	
101	299,100	373,500	411,800	
102	299,600	374,500	412,100	
103	300,100	375,500	412,400	
104	300,600	376,500	412,600	
105	300,800	377,300	412,800	
106	301,200	378,200	413,100	
107	301,500	379,100	413,400	
108	301,700	380,100	413,600	
109	301,900	380,900	413,800	
110	302,100	381,900	414,100	
111	302,400	382,900	414,400	
112	302,700	383,900	414,600	
113	302,900	384,500	414,800	
114	303,100	385,400	415,100	
115	303,300	386,300	415,400	
116	303,600	387,200	415,600	
117	303,900	388,000	415,800	
118	304,200	388,700		
119	304,500	389,500		
120	304,800	390,300		
121	304,900	390,900		
122	305,100	391,700		
123	305,400	392,400		
124	305,700	393,100		
125	305,900	393,700		
126		394,400		
127		394,900		
128		395,500		
129		396,200		
130		396,800		
131		397,300		
132		397,800		
133		398,100		
134		398,400		
135		398,700		
136		399,000		
137		399,300		
138		399,600		
139		399,900		

	140		400,200			
	141		400,500			
	142		400,800			
	143		401,100			
	144		401,400			
	145		401,600			
	146		401,900			
	147		402,200			
	148		402,400			
	149		402,600			
	150		402,900			
	151		403,200			
	152		403,400			
	153		403,600			
	154		403,900			
	155		404,200			
	156		404,400			
	157		404,600			
再任用学 校職員		224,400	270,300	297,300	323,600	404,400

備考

- 1 この表は、小学校及び中学校に勤務する教育職員に適用する。
- 2 この表の適用を受ける教育職員のうち、その職務の等級が3級である教育職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第二 高等学校等教育職給料表（第四条関係）

学校職員 の区分	職務の 等級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	155,200	199,500	260,000	328,200	416,100
	2	156,700	201,200	262,500	330,400	417,900
	3	158,200	202,900	264,800	332,700	419,700
	4	159,700	204,600	267,100	334,800	421,400
	5	161,400	206,400	269,700	337,100	422,900
	6	163,300	208,100	272,100	339,300	424,400
	7	165,100	209,800	274,300	341,600	426,300
	8	166,900	211,400	276,500	343,900	428,200
	9	168,700	213,200	278,800	345,800	430,000
	10	170,800	215,100	281,100	347,900	431,800
	11	172,800	217,000	283,500	350,100	433,700
	12	174,800	218,900	285,700	352,200	435,500
	13	176,800	220,600	288,100	354,300	437,200
	14	179,000	222,600	290,200	356,300	439,100
	15	181,200	224,600	292,100	358,300	440,900
	16	183,400	226,600	294,100	360,300	442,800
	17	185,700	228,500	296,300	362,100	444,500
	18	188,300	231,200	298,800	364,000	446,300
	19	190,800	233,900	301,300	366,000	448,100
	20	193,300	236,600	304,000	368,000	449,900
	21	195,800	239,200	306,300	369,700	451,500
	22	197,500	242,000	308,900	371,600	453,200
	23	199,200	244,600	311,200	373,500	455,100
	24	200,900	247,300	313,900	375,400	456,800
	25	202,400	249,800	316,500	376,800	458,500
	26	204,100	252,300	318,800	378,600	460,100
	27	205,800	254,800	321,200	380,400	461,700
	28	207,400	257,100	323,400	382,300	463,200
	29	208,900	259,800	325,700	384,200	464,700
	30	210,600	262,200	327,700	386,100	466,000
	31	212,300	264,400	329,900	388,000	467,300
	32	214,000	266,600	332,100	390,000	468,600
	33	215,600	268,800	334,100	391,700	469,800
	34	217,400	271,000	336,200	393,400	470,500
	35	219,200	273,200	338,400	395,000	471,200
	36	221,000	275,200	340,500	396,800	471,900
	37	222,600	277,500	342,600	398,000	472,500
	38	224,400	279,500	344,700	399,500	
	39	226,200	281,400	346,900	400,900	
	40	228,000	283,400	349,000	402,300	
	41	229,700	285,200	351,100	404,000	
	42	231,400	287,600	353,200	405,400	
	43	233,000	289,900	355,200	406,700	

	44	234,600	292,400	357,300	408,200
	45	236,200	294,500	359,200	409,800
	46	237,600	297,000	361,200	411,100
	47	238,900	299,300	363,200	412,600
	48	240,100	302,000	365,200	414,200
	49	241,600	304,400	366,900	415,900
	50	243,100	306,800	368,700	417,300
	51	244,300	309,300	370,600	418,900
	52	245,800	311,600	372,600	420,400
	53	247,000	313,900	374,500	422,100
	54	248,200	316,100	376,300	423,600
	55	249,600	318,200	378,100	425,200
	56	250,700	320,400	379,800	426,800
	57	252,000	322,600	381,300	428,300
	58	253,100	324,700	382,900	429,800
	59	254,200	326,900	384,600	431,000
	60	255,400	328,900	386,300	432,200
	61	256,700	331,000	387,500	433,400
	62	258,000	333,100	388,900	434,700
	63	259,400	335,300	390,300	436,000
	64	260,600	337,500	391,600	437,200
	65	261,900	339,400	393,000	438,400
	66	263,400	341,600	394,200	439,600
	67	264,900	343,700	395,600	440,800
	68	266,600	345,900	397,000	442,000
	69	268,100	347,800	398,300	443,200
	70	269,500	349,700	399,600	444,400
	71	270,900	351,800	401,000	445,600
	72	272,300	353,800	402,300	446,800
	73	273,400	355,500	403,600	447,900
	74	274,800	357,400	405,000	448,500
	75	276,200	359,200	406,400	449,000
再任用学 校職員以 外の学校 職員	76	277,400	361,100	407,700	449,500
	77	278,800	363,000	408,900	450,000
	78	280,000	364,700	410,100	
	79	281,200	366,400	411,400	
	80	282,400	368,000	412,800	
	81	283,500	369,500	414,100	
	82	284,700	371,000	415,300	
	83	285,900	372,500	416,300	
	84	287,100	373,900	417,500	
	85	288,300	375,000	418,700	
	86	289,400	376,400	419,900	
	87	290,500	377,800	421,100	
	88	291,700	379,100	422,100	
	89	292,900	380,400	423,200	
	90	294,000	381,700	424,200	
	91	295,200	382,900	425,200	

92	296,400	384,200	426,200
93	297,100	385,500	427,100
94	298,100	386,600	427,900
95	299,200	387,900	428,700
96	300,400	389,100	429,500
97	301,400	390,500	430,300
98	302,500	391,500	430,700
99	303,500	392,600	431,100
100	304,600	393,600	431,500
101	305,500	394,500	431,900
102	306,600	395,500	432,200
103	307,700	396,600	432,500
104	308,700	397,700	432,800
105	309,300	398,400	433,100
106	310,200	399,300	433,400
107	311,000	400,200	433,700
108	311,800	401,100	433,900
109	312,700	401,900	434,100
110	313,100	402,800	434,400
111	313,500	403,600	434,700
112	314,000	404,400	434,900
113	314,600	405,000	435,100
114	315,000	405,700	435,400
115	315,500	406,400	435,700
116	316,000	407,100	435,900
117	316,600	407,700	436,100
118	317,100	408,200	
119	317,500	408,600	
120	318,000	409,000	
121	318,500	409,400	
122	318,900	409,700	
123	319,400	410,000	
124	319,900	410,200	
125	320,500	410,400	
126	320,800	410,700	
127	321,100	411,000	
128	321,400	411,200	
129	321,600	411,400	
130	321,900	411,700	
131	322,200	412,000	
132	322,500	412,200	
133	322,700	412,400	
134	322,900	412,700	
135	323,100	413,000	
136	323,400	413,200	
137	323,700	413,400	
138	323,900	413,700	
139	324,200	414,000	

	140	324,500	414,200			
	141	324,700	414,400			
	142	324,900	414,700			
	143	325,200	415,000			
	144	325,400	415,200			
	145	325,700	415,400			
	146	325,900				
	147	326,200				
	148	326,500				
	149	326,700				
	150	326,900				
	151	327,200				
	152	327,500				
	153	327,700				
再任用学 校職員		233,200	273,500	302,200	330,300	414,400

備考

- 1 この表は、高等学校及び特別支援学校に勤務する教育職員に適用する。
- 2 この表の適用を受ける教育職員のうち、その職務の等級が3級である教育職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

別表第三 行政職給料表（第四条関係）

学校職員 の区分	職務の 等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	141,600	191,700	227,900	261,100	287,100	317,700
	2	142,700	193,500	229,500	263,000	289,300	319,900
	3	143,900	195,300	231,000	264,800	291,600	322,200
	4	145,000	197,100	232,600	266,900	293,700	324,400
	5	146,100	198,700	234,100	268,700	295,700	326,600
	6	147,200	200,500	235,800	270,600	298,000	328,600
	7	148,300	202,300	237,300	272,500	300,300	330,800
	8	149,400	204,100	238,900	274,600	302,500	333,000
	9	150,500	205,800	240,300	276,700	304,600	335,100
	10	151,900	207,600	241,800	278,700	306,900	337,300
	11	153,200	209,400	243,400	280,800	309,100	339,400
	12	154,500	211,200	244,800	282,800	311,400	341,600
	13	155,800	212,600	246,300	284,800	313,500	343,500
	14	157,300	214,400	247,800	286,900	315,600	345,500
	15	158,800	216,100	249,100	288,900	317,800	347,600
	16	160,400	217,900	250,500	290,900	319,900	349,600
	17	161,700	219,600	252,000	292,900	322,000	351,400
	18	163,200	221,300	253,700	294,900	324,000	353,400
	19	164,700	222,900	255,400	297,000	326,100	355,200
	20	166,200	224,500	257,200	299,000	328,100	357,100
	21	167,600	226,000	258,800	301,000	330,000	359,100
	22	170,300	227,700	260,600	303,100	332,100	361,000
	23	172,900	229,300	262,300	305,100	334,100	363,000
	24	175,500	230,900	264,000	307,200	336,200	364,900
	25	178,200	232,200	266,000	309,000	337,700	366,900
	26	179,900	233,700	267,900	311,100	339,600	368,800
	27	181,600	235,100	269,700	313,200	341,500	370,800
	28	183,300	236,400	271,500	315,200	343,400	372,800
	29	184,800	237,700	273,200	317,100	345,100	374,300
	30	186,600	238,900	275,100	319,100	347,000	376,100
	31	188,400	239,900	277,000	321,200	348,900	377,900
	32	190,100	241,100	278,700	323,300	350,700	379,500
	33	191,700	242,400	280,400	324,700	352,600	381,300
	34	193,200	243,600	282,300	326,700	354,400	382,700
	35	194,700	244,800	284,100	328,600	356,200	384,200
	36	196,200	246,100	286,000	330,700	357,900	385,800
	37	197,500	247,000	287,600	332,600	359,300	387,200
	38	198,800	248,400	289,300	334,500	360,600	388,400
	39	200,100	249,800	291,100	336,500	362,000	389,600
	40	201,400	251,300	292,900	338,400	363,400	390,700
	41	202,700	252,700	294,600	340,300	364,700	391,800
	42	204,000	254,100	296,300	342,200	365,600	393,000
	43	205,300	255,500	297,900	344,000	366,700	394,200

	44	206,600	256,800	299,500	345,900	367,800	395,300
	45	207,800	258,000	301,200	347,400	368,600	396,000
	46	209,100	259,300	302,900	348,800	369,500	396,700
	47	210,400	260,700	304,500	350,300	370,400	397,400
	48	211,700	262,000	306,200	351,800	371,300	398,100
	49	212,800	263,300	307,300	353,400	372,200	398,700
	50	213,900	264,400	308,800	354,200	373,000	399,300
	51	214,900	265,700	310,300	355,400	373,800	399,800
	52	216,000	267,000	311,900	356,400	374,600	400,200
	53	217,100	268,000	313,500	357,300	375,300	400,600
	54	218,100	269,100	315,100	358,400	376,000	400,900
	55	219,000	270,400	316,700	359,300	376,700	401,200
	56	220,000	271,700	318,200	360,400	377,400	401,500
	57	220,600	272,800	319,700	361,300	377,900	401,800
	58	221,500	273,800	320,900	362,000	378,500	402,100
	59	222,300	274,800	322,100	362,700	379,100	402,400
	60	223,200	275,900	323,300	363,400	379,800	402,700
再任用学 校職員以 外の学校 職員	61	223,900	277,100	324,000	363,800	380,200	403,000
	62	224,900	278,100	324,900	364,400	380,900	403,300
	63	225,700	279,000	325,700	365,100	381,500	403,600
	64	226,600	280,000	326,500	365,800	382,100	403,900
	65	227,300	280,700	327,400	366,100	382,500	404,200
	66	228,100	281,600	327,800	366,800	383,100	404,500
	67	229,000	282,300	328,500	367,500	383,700	404,800
	68	230,100	283,200	329,300	368,200	384,300	405,100
	69	230,800	284,200	330,100	368,500	384,700	405,300
	70	231,500	285,000	330,800	369,100	385,200	405,600
	71	232,100	285,800	331,500	369,800	385,700	405,900
	72	232,900	286,600	332,200	370,400	386,300	406,200
	73	233,700	287,400	332,700	370,700	386,600	406,400
	74	234,400	287,900	333,300	371,300	387,000	406,700
	75	235,100	288,300	333,800	372,000	387,400	407,000
76	235,700	288,800	334,400	372,600	387,800	407,200	
77	236,400	288,900	334,700	373,000	388,100	407,400	
78	237,200	289,300	335,200	373,500	388,400	407,700	
79	238,000	289,500	335,600	374,100	388,700	408,000	
80	238,700	289,900	336,100	374,600	389,000	408,200	
81	239,400	290,100	336,500	375,100	389,200	408,400	
82	240,100	290,300	337,000	375,700	389,500	408,700	
83	240,800	290,700	337,500	376,200	389,800	409,000	
84	241,500	291,000	338,000	376,500	390,000	409,200	
85	242,100	291,300	338,300	376,900	390,200	409,400	
86	242,800	291,600	338,700	377,400	390,500		
87	243,500	291,900	339,200	377,800	390,800		
88	244,200	292,300	339,600	378,200	391,000		
89	244,900	292,600	339,900	378,600	391,200		
90	245,400	293,000	340,300	379,100	391,500		
91	245,800	293,300	340,800	379,500	391,800		

92	246,300	293,700	341,200	379,900	392,000	
93	246,600	293,800	341,400	380,200	392,200	
94		294,000	341,800			
95		294,400	342,300			
96		294,800	342,700			
97		295,000	342,800			
98		295,300	343,300			
99		295,700	343,700			
100		296,100	344,000			
101		296,300	344,300			
102		296,600	344,700			
103		297,000	345,100			
104		297,300	345,500			
105		297,500	346,000			
106		297,800	346,400			
107		298,200	346,800			
108		298,500	347,200			
109		298,700	347,700			
110		299,100	348,100			
111		299,500	348,400			
112		299,800	348,700			
113		299,900	349,200			
114		300,200				
115		300,500				
116		300,900				
117		301,100				
118		301,300				
119		301,600				
120		301,900				
121		302,300				
122		302,500				
123		302,800				
124		303,100				
125		303,400				
再任用学 校職員	186,900	214,400	254,400	273,800	288,900	314,300

備考 この表は、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に勤務する普通職員に適用する。

別表第四 医療職給料表（第四条関係）

学校職員 の区分	職務の 等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	146,500	184,400	219,800	245,900	278,100
	2	147,900	186,000	221,400	247,300	280,100
	3	149,300	187,600	223,000	248,500	282,300
	4	150,700	189,200	224,600	249,900	284,400
	5	151,900	190,700	226,000	251,100	286,600
	6	153,700	192,300	227,600	252,300	288,700
	7	155,400	193,900	229,100	253,500	290,800
	8	157,100	195,400	230,700	254,600	292,900
	9	158,800	197,000	232,000	255,900	294,900
	10	160,500	198,700	233,500	256,900	297,100
	11	162,200	200,300	234,900	257,900	299,200
	12	164,000	202,000	236,100	258,900	301,400
	13	165,500	203,600	237,800	260,200	303,600
	14	167,400	205,200	239,200	261,700	305,500
	15	169,400	206,800	240,400	263,300	307,600
	16	171,300	208,400	241,800	264,800	309,600
	17	173,200	209,900	242,900	266,300	311,700
	18	175,100	211,500	244,100	268,100	313,700
	19	176,900	213,200	245,300	269,900	315,800
	20	178,800	214,900	246,500	271,700	317,900
	21	180,700	216,200	247,900	273,500	319,800
	22	182,200	217,700	248,900	275,300	321,800
	23	183,700	219,100	249,900	277,100	323,700
	24	185,200	220,600	251,000	278,800	325,700
	25	186,800	222,000	252,200	280,600	327,600
	26	188,300	223,400	253,600	282,500	329,500
	27	189,800	224,700	255,000	284,400	331,500
	28	191,200	226,000	256,500	286,200	333,500
	29	192,700	227,400	257,900	288,200	335,000
	30	194,000	228,800	259,600	290,000	336,800
	31	195,300	230,300	261,300	291,800	338,500
	32	196,600	231,700	262,900	293,700	340,300
	33	198,000	233,000	264,400	295,400	342,000
	34	199,400	234,300	266,200	297,100	343,800
	35	200,800	235,300	267,900	298,900	345,700
	36	202,200	236,600	269,600	300,700	347,500
	37	203,300	238,000	271,100	302,200	349,300
	38	204,600	239,300	272,800	303,900	351,000
	39	205,900	240,400	274,500	305,500	352,600
	40	207,200	241,700	276,100	307,100	354,300
	41	208,400	243,000	277,800	308,900	355,500
	42	209,600	244,200	279,400	310,600	356,600
	43	210,800	245,400	281,100	312,200	357,800

	44	212,000	246,500	282,800	313,900	359,000
	45	213,200	247,600	284,300	315,000	360,200
	46	214,300	249,000	286,000	316,400	361,000
	47	215,300	250,500	287,700	317,900	362,200
	48	216,400	251,900	289,300	319,500	363,300
	49	217,400	253,500	290,700	320,900	364,300
	50	218,400	254,900	292,300	322,200	365,300
	51	219,300	256,300	293,700	323,400	366,300
	52	220,300	257,600	295,300	324,700	367,300
	53	220,900	258,700	296,700	325,800	368,100
	54	221,800	260,100	298,200	326,800	368,900
	55	222,500	261,500	299,600	327,900	369,800
	56	223,500	262,800	301,100	328,900	370,700
再任用学 校職員以 外の学校 職員	57	224,200	263,800	302,300	329,400	371,200
	58	225,100	265,100	303,500	330,300	372,000
	59	225,800	266,400	304,700	331,100	372,800
	60	226,600	267,700	306,100	332,000	373,600
	61	227,500	268,600	307,400	332,800	374,000
	62	228,300	269,800	308,600	333,100	374,700
	63	229,200	271,100	309,900	333,700	375,400
	64	230,300	272,400	311,100	334,400	376,100
	65	230,900	273,400	312,500	335,000	376,500
	66	231,700	274,500	313,300	335,700	377,100
	67	232,500	275,500	314,100	336,400	377,800
	68	233,300	276,600	314,900	337,100	378,400
	69	234,000	277,700	315,500	337,800	378,800
	70	234,700	278,700	316,200	338,300	379,300
	71	235,400	279,800	316,900	338,900	379,800
72	236,000	280,900	317,500	339,500	380,300	
73	236,700	281,700	318,200	339,800	380,900	
74	237,500	282,400	318,400	340,400	381,400	
75	238,300	282,900	319,000	340,900	382,000	
76	239,000	283,700	319,600	341,500	382,600	
77	239,600	284,500	320,200	342,000	383,100	
78	240,200	285,100	320,700	342,500	383,600	
79	240,800	285,700	321,200	343,000	384,100	
80	241,400	286,300	321,700	343,400	384,600	
81	241,700	287,000	322,300	343,700	384,900	
82	242,100	287,500	322,800	344,000	385,400	
83	242,500	287,900	323,200	344,400	385,800	
84	242,900	288,300	323,700	344,700	386,200	
85	243,300	288,500	324,200	345,200	386,600	
86		288,700	324,600	345,500		
87		288,900	324,800	345,800		
88		289,100	325,200	346,100		
89		289,500	325,600	346,500		
90		289,700	326,000	346,800		
91		289,900	326,400	347,200		

92			290,100	326,800	347,500	
93			290,500	327,100	347,900	
94			290,700	327,300	348,200	
95			290,900	327,700	348,500	
96			291,200	328,000	348,800	
97			291,600	328,200	349,100	
98			291,900	328,500	349,500	
99			292,100	328,800	349,900	
100			292,400	329,100	350,300	
101			292,700	329,300	350,800	
102			292,900	329,600	351,200	
103			293,100	330,000	351,600	
104			293,400	330,200	352,000	
105			293,700	330,300	352,500	
106				330,600		
107				331,000		
108				331,200		
109				331,400		
110				331,800		
111				332,200		
112				332,600		
113				332,800		
再任用学 校職員		187,900	214,500	242,700	256,100	281,300

備考 この表は、小学校及び中学校並びに特別支援学校の小学部及び中学部並びに学校給食法第6条に規定する施設に勤務する学校栄養職員に適用する。

第二条 徳島県学校職員給与条例の一部を次のように改正する。

第九条第一項に次のただし書を加える。

ただし、次項第一号及び第三号から第七号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、行政職給料表以外の各給料表の適用を受ける学校職員でその職務の等級が職員の給与に関する条例（昭和二十七年徳島県条例第二号）第四条第一項第一号に規定する行政職給料表の九級に相当するものとして人事委員会規則で定める学校職員（以下「行九級相当学校職員」という。）に対しては、支給しない。

第九条第二項中「前項の扶養親族とは」を「扶養手当の支給については」、「主としてその職員」を「主としてその学校職員」に、「いう」を「扶養親族とする」に改め、同項第二号中「及び孫」を削り、同項中第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある孫

第九条第三項を次のように改める。

3 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については一人につき六千五百円（行政職給料表以外の各給料表の適用を受ける学校職員でその職務の等級が職員の給与に関する条例第四条第一項第一号に規定する行政職給料表の八級に相当するものとして人事委員会規則で定める学校職員（以下「行八級相当学校職員」という。）にあつては、三千五百円）、前項第二号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については一人につき一万円とする。

第十条第一項中「がある場合又は学校職員に次の各号の一に該当する」を「（行九級相当学校職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、行九級相当学校職員から行九級相当学校職員以外の学校職員となつた学校職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は学校職員に次の各号のいずれかに掲げる」に、「職員は」を「学校職員は、」に改め、「（新たに学校職員となつた者に扶養親族がある場合又は学校職員に第一号に該当する事実が生じた場合において、その学校職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）を削り、「届出でなければ」を「届け出なければ」に改め、同項第一号中「としての」を「たる」に改め、「場合」の下に「（行九級相当学校職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至つた者がある場合を除く。）を加え、同項第二号中「としての」を「たる」に、「前条第二項第二号、第四号又は第六号」を「扶養親族たる子又は前条第二項第三号、第五号若しくは第七号」に改め、「至つた場合」の下に「及び行九級相当学校職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至つた者がある場合」を加え、同項第三号及び第四号を削り、同条第二項中「に扶養親族」の下に「（行九級相当学校職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）を加え、「扶養親族」を「、行九級相当学校職員から行九級相当学校職員以外の学校職員となつた学校職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその学校職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその学校職員が行九級相当学校職員以外の学校職員となつた日、学校職員に扶養親族（行九級相当学校職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るもの」に改め、「ない」の下に「場合においてその」を加え、「前項第一号」を「同項第一号」に、「生じた場合

においては」を「生じたときは」に改め、「死亡した日」の下に「行九級相当学校職員以外の学校職員から行九級相当学校職員となつた学校職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその学校職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその学校職員が行九級相当学校職員となつた日」を、「扶養親族」の下に「(行九級相当学校職員にあつては、扶養親族たる子に限る。)」を加え、「すべて」を「全て」に、「としての」を「たる」に改め、同条第三項中「これを受けている学校職員に更に第一項第一号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている学校職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもの一部が扶養親族としての要件を欠くに至つた場合、扶養手当を受けている学校職員について同項第三号若しくは第四号に掲げる事実が生じた場合又は学校職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた」を「次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた」に、「これらの」を「その」に、「扶養手当を受けている学校職員に更に第一項第一号」を「第一号又は第三号」に改め、「(扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある学校職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至つた場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)」及び扶養手当を受けている学校職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある学校職員が配偶者のない学校職員となつた場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定」を削り、同項に次の各号を加える。

- 一 扶養手当を受けている学校職員に更に第一項第一号に掲げる事実が生じた場合
- 二 扶養手当を受けている学校職員の扶養親族(行九級相当学校職員にあつては、扶養親族たる子に限る。)で第一項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至つた場合
- 三 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るものがある行九級相当学校職員が行九級相当学校職員以外の学校職員となつた場合
- 四 扶養親族たる配偶者、父母等で第一項の規定による届出に係るものがある行八級相当学校職員が行八級相当学校職員及び行九級相当学校職員以外の学校職員となつた場合
- 五 扶養親族たる配偶者、父母等で第一項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある学校職員で行九級相当学校職員以外のものが行九級相当学校職員となつた場合
- 六 扶養親族たる配偶者、父母等で第一項の規定による届出に係るものがある学校職員で行八級相当学校職員及び行九級相当学校職員以外のものが行八級相当学校職員となつた場合

七 学校職員の扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた場合
第十一条第三項第一号本文中「額の二分の一」及び「額」を「額」に改め、同号ただし書を削る。

第十五条の二の三第二項第一号中「百分の九十」を「百分の八十五」に改め、同項第二号中「百分の四十二・五」を「百分の四十」に改める。

附則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び附則第四項から第六項までの規定は、平成二十九年四月一日から施行する。
- 2 第一条の規定(徳島県学校職員給与条例(以下「給与条例」という。))第十五条の二の三第二項の改正規定を除く。)による改正後の給与条例の規定は平成二十八年四月一日から、第一条の規定(同項の改正規定に限る。)による改正後の給与条例の規定は同年十二月一日から適用する。
(給与の内払)
- 3 第一条の規定による改正後の給与条例の規定を適用する場合には、同条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与(徳島県学校職員給与条例等の一部を改正する条例(平成二十六年徳島県条例第七十三号) 附則第六項から第九項までの規定に基づいて支給された給与を含む。)は、同条の規定による改正後の給与条例の規定による給与(徳島県学校職員給与条例等の一部を改正する条例附則第六項から第九項までの規定による給与を含む。)の内払とみなす。
(平成三十二年三月三十一日までの間における扶養手当に関する特例)
- 4 平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間は、第二条の規定による改正後の給与条例(以下この項から附則第六項までにおいて「第二条改正後給与条例」という。)) 第九条第一項ただし書及び第十条第三項第三号から第六号までの規定は適用せず、第二条改正後給与条例第九条第三項及び第十条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等については一人につき六千五百円(行政職給料表以外の各給料表の適用を受ける学校職員でその職務の等級が職員の給与に関する条例第四条第一項第一号に規定する行政職給料表の八級に相当するものとして人事委員会規則で定める学校職員(以下「行八級相当学校職員」という。))にあつては、三千五百円)、前項第二号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。))については一人につき一万円」とあるのは「前項第一号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者」という。))については一万円、同項第二号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。))については一人につき八千円(学校職員に配偶者がいない場合にあつては、そのうち一人については一万円)、同項第三号から第七号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる父母等」という。))については一人につき六千五百円(学校職員に配偶者及び扶養親族たる子がいない場合にあつては、そのうち一人については九千円)」と、同条第一項中「扶養親族(行九級相当学校職員にあつては、扶養親族たる子に限る。))がある場合、行九級相当学校職員から行九級相当学校職員以外の学校職員となつた学校職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨(新たに学校職員となつた者に扶養親族がある場合又は学校職員に第一号に掲げる事実が生じた場合において、その学校職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。)」と、同項第一号中「場合(行九級相当学校職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至つた者がある場合を除く。)」とあるのは「場合」と、同項中「二 扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合(扶養親族たる子又は前条第二項第三号、第五号若しくは第七号(満六十歳以上の者に係る部分を除く。))に該当する扶養親族が、満二十二歳に達した日以後の最初の三月三十一日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つ

た場合及び行九級相当学校職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至つた者がある場合を除く。」とあるのは

「二 扶養親族たる要件を欠くに
三 扶養親族たる子又は扶養親

至つた者がある場合（扶養親族たる子又は前条第二項第三号、第五号若しくは第七号（満六十歳以上の者に係る部分を除く。）に該当する扶養親族が、満二族たる父母等がある学校職員が配偶者のない学校職員となつた場合（前号に該当する場合を除く。）

四 扶養親族たる子又は扶養親

族たる父母等がある学校職員が配偶者を有するに至つた場合（第一号に該当する場合を除く。）
十二歳に達した日以後の最初の三月三十一日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合を除く。）

と、同条第二項中「扶養親族（行九級相当学校

職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）とあるのは「扶養親族」と、「なつた日、行九級相当学校職員から行九級相当学校職員以外の学校職員となつた学校職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその学校職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその学校職員が行九級相当学校職員以外の学校職員となつた日」とあるのは「なつた日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、行九級相当学校職員以外の学校職員から行九級相当学校職員となつた学校職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその学校職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその学校職員が行九級相当学校職員となつた日」とあるのは「死亡した日」と、同条第三項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第一号、第二号若しくは第七号」と、「において、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている学校職員について第一項第三号若しくは第四号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第一号又は第三号」とあるのは「第一号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るものがある学校職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至つた場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある学校職員であつて配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至つた場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）」、扶養手当を受けている学校職員のうち扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るものがある学校職員が配偶者のない学校職員となつた場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている学校職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある学校職員であつて扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない学校職員となつた場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第二号中「扶養親族（行九級相当学校職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

5 平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間は、第二条改正後給与条例第九条第一項ただし書及び第十条第三項第三号から第六号までの規

ものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、行九級相当学校職員以外の学校職員から行九級相当学校職員となつた学校職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその学校職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその学校職員が行九級相当学校職員となつた日」とあるのは「死亡した日」と、同条第三項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第一号、第二号、第四号、第六号又は第七号」と、「第一号又は第三号」とあるのは「第一号」と、同項第二号中「扶養親族（行九級相当学校職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、同項第四号中「行八級相当学校職員が行八級相当学校職員及び行九級相当学校職員」とあるのは「行八級以上相当学校職員が行八級以上相当学校職員」と、同項第六号中「行八級相当学校職員及び行九級相当学校職員」とあるのは「行八級以上相当学校職員」と、「が行八級相当学校職員」とあるのは「が行八級以上相当学校職員」とする。

（人事委員会への委任）

7 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

徳島県地方警察職員の給与に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年十二月二十二日

徳島県知事 飯泉嘉門

徳島県条例第七十五号

徳島県地方警察職員の給与に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
(徳島県地方警察職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 徳島県地方警察職員の給与に関する条例(昭和二十九年徳島県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十八条の四第二項中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第一号中「百分の八十」を「百分の九十」に、「百分の百」を「百分の百十」に改め、同項第二号中「百分の三十七・五」を「百分の四十二・五」に、「百分の四十七・五」を「百分の五十二・五」に改める。

別表第一から別表第三までを次のように改める。

別表第一 公安職給料表（第四条関係）

警察職員 の区分	職務の 等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	号俸	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	164,900	180,600	207,100	247,100	290,800	317,300	345,900	380,700	422,000
	2	166,600	182,400	209,100	248,900	292,800	319,500	348,100	382,900	423,800
	3	168,400	184,200	211,100	250,700	294,900	321,800	350,400	385,000	425,700
	4	170,100	186,000	213,100	252,500	297,200	323,900	352,600	387,100	427,600
	5	171,600	187,900	215,100	254,200	299,000	326,200	354,600	388,900	429,000
	6	173,500	190,200	217,100	256,000	301,200	328,400	356,700	390,900	430,700
	7	175,300	192,500	219,100	257,600	303,300	330,700	358,900	392,700	432,300
	8	177,200	194,800	221,000	259,300	305,500	332,900	361,100	394,500	433,800
	9	178,900	197,000	223,100	260,700	307,500	334,800	363,000	396,300	435,400
	10	180,600	199,600	224,900	262,300	309,700	337,100	365,200	398,300	437,100
	11	182,300	202,100	226,700	263,600	312,000	339,300	367,300	400,300	438,700
	12	184,000	204,600	228,500	264,900	314,100	341,600	369,500	402,400	440,300
	13	185,900	206,900	230,400	266,500	316,200	343,600	371,500	404,100	441,400
	14	188,000	208,700	232,300	267,900	318,500	345,700	373,600	406,200	443,000
	15	190,100	210,500	234,200	269,000	320,700	347,900	375,800	408,200	444,800
	16	192,200	212,300	236,100	270,300	322,900	350,000	377,900	410,300	446,600
	17	194,400	214,200	237,700	271,300	324,800	352,200	379,600	412,000	448,200
	18	196,800	216,100	239,500	272,700	327,100	354,200	381,600	413,700	450,000
	19	199,200	218,000	241,300	274,100	329,200	356,300	383,500	415,400	451,800
	20	201,600	219,800	243,100	275,500	331,500	358,400	385,500	417,000	453,500
	21	204,100	221,500	244,700	276,800	333,500	360,300	387,300	418,700	455,100
	22	205,900	223,300	246,100	278,200	335,500	362,300	389,400	420,300	456,800
	23	207,700	225,100	247,300	279,500	337,600	364,300	391,500	421,700	458,400
	24	209,500	226,900	248,600	281,000	339,600	366,400	393,500	423,200	460,200
	25	211,400	228,600	249,900	282,200	341,600	368,200	395,200	424,500	461,700
	26	213,200	230,300	251,200	284,100	343,700	370,200	397,200	425,900	463,100
	27	215,000	232,000	252,500	286,100	345,700	372,200	399,300	427,400	464,600
	28	216,700	233,700	253,700	288,100	347,700	374,200	401,400	429,000	465,900
	29	218,600	235,100	254,900	290,000	349,700	376,100	402,900	430,300	467,100
	30	220,400	236,900	256,000	292,000	351,800	378,200	404,700	432,000	467,800
	31	222,200	238,700	257,300	293,800	353,800	380,300	406,400	433,700	468,500
	32	224,000	240,500	258,400	295,700	355,900	382,300	408,100	435,300	469,200
	33	225,700	241,900	259,100	297,500	357,500	384,200	409,800	436,700	469,700
	34	227,400	243,400	260,300	299,300	359,500	386,300	411,300	438,400	470,500
	35	229,100	244,700	261,400	301,200	361,400	388,400	412,900	440,100	471,200
	36	230,800	246,100	262,600	303,000	363,500	390,300	414,400	441,700	471,800
	37	232,200	247,400	263,500	304,800	365,400	392,000	415,700	443,100	472,100
	38	234,000	248,700	264,700	306,700	367,500	393,500	417,200	443,800	472,700
	39	235,800	249,900	265,700	308,600	369,500	394,800	418,700	444,500	473,200
	40	237,600	251,100	266,700	310,300	371,500	396,200	420,200	445,200	473,700
	41	239,000	252,300	267,900	312,200	373,500	397,400	421,700	445,600	474,200
	42	240,400	253,500	269,300	314,000	375,600	398,500	423,000	446,200	474,600
	43	241,700	254,600	270,600	315,900	377,700	399,500	424,300	446,900	475,000

	44	242,900	255,700	271,800	317,800	379,700	400,500	425,500	447,500	475,400
	45	244,200	256,600	272,900	319,500	381,400	401,700	426,500	448,300	475,700
	46	245,300	257,700	274,400	321,400	383,100	402,900	427,200	449,000	
	47	246,300	258,800	275,900	323,300	384,700	404,000	428,000	449,500	
	48	247,200	260,000	277,500	325,100	386,400	405,200	428,800	450,000	
	49	248,100	260,900	279,300	326,700	387,800	406,500	429,300	450,500	
	50	249,200	262,100	281,000	328,300	388,800	407,300	429,700	450,800	
	51	250,400	263,100	282,700	329,800	389,800	408,100	430,100	451,100	
	52	251,500	264,200	284,200	331,500	390,800	408,800	430,400	451,500	
	53	252,300	265,400	285,700	333,100	392,100	409,300	430,700	451,900	
	54	253,500	266,400	287,500	334,800	393,200	410,000	431,100	452,100	
	55	254,400	267,800	289,200	336,600	394,300	410,700	431,400	452,400	
	56	255,600	269,000	290,900	338,400	395,500	411,300	431,700	452,600	
	57	256,600	270,000	292,500	339,500	396,800	412,000	432,000	453,000	
	58	257,600	271,600	294,200	341,200	397,600	412,400	432,300	453,200	
	59	258,400	273,000	296,000	342,800	398,400	413,000	432,600	453,400	
	60	259,400	274,600	297,800	344,400	399,100	413,600	432,900	453,600	
	61	260,500	276,200	299,200	346,000	399,600	414,000	433,200	454,000	
	62	261,500	277,800	301,000	347,700	400,300	414,600	433,500		
	63	262,600	279,400	302,800	349,400	401,000	415,100	433,800		
	64	263,500	280,900	304,500	351,100	401,700	415,600	434,100		
	65	264,600	282,400	306,000	352,700	402,000	416,100	434,400		
	66	265,800	283,800	307,700	354,300	402,700	416,700	434,700		
	67	267,000	285,300	309,200	355,900	403,400	417,100	435,000		
	68	268,300	286,700	310,900	357,500	404,000	417,600	435,300		
再任用警察職員以外の警察職員	69	269,500	288,300	312,400	358,700	404,400	418,000	435,500		
	70	270,900	289,800	313,800	360,100	404,900	418,300	435,800		
	71	272,300	291,400	315,300	361,400	405,500	418,600	436,100		
	72	273,600	293,000	316,800	362,800	406,000	418,900	436,400		
	73	274,900	294,200	317,700	364,000	406,500	419,200	436,600		
	74	276,300	295,600	319,300	365,200	406,900	419,500	436,900		
	75	277,700	297,100	320,800	366,500	407,400	419,800	437,200		
	76	278,900	298,600	322,500	367,800	407,900	420,100	437,500		
	77	280,100	299,700	324,300	369,100	408,400	420,300	437,700		
	78	281,300	301,200	326,000	370,300	408,900	420,600	438,000		
	79	282,500	302,500	327,600	371,500	409,500	420,900	438,300		
	80	283,600	304,000	329,200	372,700	410,000	421,200	438,600		
	81	284,700	305,400	330,900	373,900	410,400	421,400	438,800		
	82	285,900	306,800	332,600	375,100	411,000	421,700	439,100		
83	287,200	308,100	334,200	376,200	411,500	422,000	439,400			
84	288,500	309,500	335,900	377,400	411,700	422,200	439,700			
85	289,700	310,600	337,300	378,500	412,000	422,400	439,900			
86	290,900	312,100	338,800	379,100	412,500	422,700				
87	292,000	313,400	340,300	379,600	412,800	423,000				
88	293,200	314,900	341,800	380,200	413,100	423,200				
89	294,300	316,400	343,100	380,800	413,400	423,400				
90	295,500	317,900	344,300	381,400	413,800	423,700				
91	296,600	319,300	345,600	382,000	414,200	424,000				

92	297,800	320,800	346,900	382,600	414,600	424,200
93	298,500	322,100	348,300	382,900	414,900	424,400
94	299,800	323,400	349,800	383,400		
95	300,900	324,800	351,300	384,000		
96	302,200	326,100	352,800	384,500		
97	303,300	327,300	354,100	384,900		
98	304,500	328,600	355,300	385,300		
99	305,700	329,900	356,400	385,900		
100	306,900	331,200	357,600	386,400		
101	308,100	332,600	358,700	386,800		
102	309,100	333,500	359,800	387,300		
103	310,200	334,600	360,900	387,900		
104	311,200	335,800	362,100	388,400		
105	312,000	336,900	363,300	388,700		
106	312,600	338,000	363,800	389,100		
107	313,200	339,000	364,400	389,600		
108	313,900	340,100	365,000	389,900		
109	314,400	341,300	365,600	390,200		
110	314,900	342,300	366,100	390,700		
111	315,400	343,300	366,600	391,200		
112	316,000	344,200	367,100	391,700		
113	316,800	345,100	367,500	392,000		
114	317,500	346,000	367,900	392,500		
115	318,200	347,000	368,500	393,000		
116	318,900	348,000	369,000	393,500		
117	319,500	349,000	369,400	393,800		
118	320,300	349,500	369,900	394,300		
119	321,000	350,100	370,500	394,800		
120	321,800	350,700	371,000	395,300		
121	322,400	351,000	371,100	395,700		
122	322,700	351,400	371,700	396,200		
123	323,200	351,900	372,200	396,600		
124	323,700	352,300	372,600	397,100		
125	324,000	352,700	373,100	397,500		
126			373,600			
127			374,100			
128			374,600			
129			374,900			
130			375,400			
131			375,900			
132			376,400			
133			376,700			
134			377,200			
135			377,600			
136			378,000			
137			378,300			
138			378,800			
139			379,300			

	140			379,800						
	141			380,100						
再任用警察職員		240,700	252,400	256,500	287,800	304,300	318,400	342,000	377,100	408,700

備考 この表は、警察官に適用する。

別表第二 行政職給料表（第四条関係）

警察職員 の区分	職務の 等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	号俸	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	141,600	191,700	227,900	261,100	287,100	317,700	361,800	407,300	457,600
	2	142,700	193,500	229,500	263,000	289,300	319,900	364,400	409,700	460,700
	3	143,900	195,300	231,000	264,800	291,600	322,200	366,900	412,200	463,700
	4	145,000	197,100	232,600	266,900	293,700	324,400	369,500	414,600	466,700
	5	146,100	198,700	234,100	268,700	295,700	326,600	371,500	416,500	469,700
	6	147,200	200,500	235,800	270,600	298,000	328,600	374,000	418,800	472,700
	7	148,300	202,300	237,300	272,500	300,300	330,800	376,300	420,900	475,700
	8	149,400	204,100	238,900	274,600	302,500	333,000	378,800	423,100	478,800
	9	150,500	205,800	240,300	276,700	304,600	335,100	381,300	425,100	481,500
	10	151,900	207,600	241,800	278,700	306,900	337,300	384,000	427,200	484,600
	11	153,200	209,400	243,400	280,800	309,100	339,400	386,600	429,300	487,600
	12	154,500	211,200	244,800	282,800	311,400	341,600	389,300	431,400	490,700
	13	155,800	212,600	246,300	284,800	313,500	343,500	391,700	433,100	493,400
	14	157,300	214,400	247,800	286,900	315,600	345,500	394,000	434,900	495,700
	15	158,800	216,100	249,100	288,900	317,800	347,600	396,200	436,900	498,000
	16	160,400	217,900	250,500	290,900	319,900	349,600	398,600	438,900	500,300
	17	161,700	219,600	252,000	292,900	322,000	351,400	400,400	440,800	502,400
	18	163,200	221,300	253,700	294,900	324,000	353,400	402,400	442,600	503,800
	19	164,700	222,900	255,400	297,000	326,100	355,200	404,300	444,400	505,300
	20	166,200	224,500	257,200	299,000	328,100	357,100	406,100	446,100	506,700
	21	167,600	226,000	258,800	301,000	330,000	359,100	408,000	447,900	507,900
	22	170,300	227,700	260,600	303,100	332,100	361,000	409,800	449,400	509,300
	23	172,900	229,300	262,300	305,100	334,100	363,000	411,600	450,800	510,800
	24	175,500	230,900	264,000	307,200	336,200	364,900	413,500	452,300	512,300
	25	178,200	232,200	266,000	309,000	337,700	366,900	415,300	453,700	513,400
	26	179,900	233,700	267,900	311,100	339,600	368,800	416,800	455,000	514,500
	27	181,600	235,100	269,700	313,200	341,500	370,800	418,300	456,300	515,700
	28	183,300	236,400	271,500	315,200	343,400	372,800	419,900	457,500	516,900
	29	184,800	237,700	273,200	317,100	345,100	374,300	421,500	458,500	517,900
	30	186,600	238,900	275,100	319,100	347,000	376,100	422,800	459,200	518,800
	31	188,400	239,900	277,000	321,200	348,900	377,900	424,100	460,000	519,700
	32	190,100	241,100	278,700	323,300	350,700	379,500	425,300	460,700	520,600
	33	191,700	242,400	280,400	324,700	352,600	381,300	426,500	461,400	521,400
	34	193,200	243,600	282,300	326,700	354,400	382,700	427,800	462,200	522,300
	35	194,700	244,800	284,100	328,600	356,200	384,200	429,100	462,900	523,000
	36	196,200	246,100	286,000	330,700	357,900	385,800	430,300	463,500	523,500
	37	197,500	247,000	287,600	332,600	359,300	387,200	431,500	464,000	524,200
	38	198,800	248,400	289,300	334,500	360,600	388,400	432,300	464,600	524,800
	39	200,100	249,800	291,100	336,500	362,000	389,600	433,100	465,200	525,600
	40	201,400	251,300	292,900	338,400	363,400	390,700	433,900	465,800	526,200
	41	202,700	252,700	294,600	340,300	364,700	391,800	434,500	466,300	526,700
	42	204,000	254,100	296,300	342,200	365,600	393,000	435,200	466,800	
	43	205,300	255,500	297,900	344,000	366,700	394,200	435,900	467,200	

	44	206,600	256,800	299,500	345,900	367,800	395,300	436,600	467,500
	45	207,800	258,000	301,200	347,400	368,600	396,000	437,400	467,800
	46	209,100	259,300	302,900	348,800	369,500	396,700	438,200	
	47	210,400	260,700	304,500	350,300	370,400	397,400	438,600	
	48	211,700	262,000	306,200	351,800	371,300	398,100	439,300	
	49	212,800	263,300	307,300	353,400	372,200	398,700	439,800	
	50	213,900	264,400	308,800	354,200	373,000	399,300	440,200	
	51	214,900	265,700	310,300	355,400	373,800	399,800	440,600	
	52	216,000	267,000	311,900	356,400	374,600	400,200	441,000	
	53	217,100	268,000	313,500	357,300	375,300	400,600	441,400	
	54	218,100	269,100	315,100	358,400	376,000	400,900	441,800	
	55	219,000	270,400	316,700	359,300	376,700	401,200	442,200	
	56	220,000	271,700	318,200	360,400	377,400	401,500	442,500	
	57	220,600	272,800	319,700	361,300	377,900	401,800	442,800	
	58	221,500	273,800	320,900	362,000	378,500	402,100	443,200	
	59	222,300	274,800	322,100	362,700	379,100	402,400	443,500	
	60	223,200	275,900	323,300	363,400	379,800	402,700	443,800	
再任用警察職員以外の警察職員	61	223,900	277,100	324,000	363,800	380,200	403,000	444,100	
	62	224,900	278,100	324,900	364,400	380,900	403,300		
	63	225,700	279,000	325,700	365,100	381,500	403,600		
	64	226,600	280,000	326,500	365,800	382,100	403,900		
	65	227,300	280,700	327,400	366,100	382,500	404,200		
	66	228,100	281,600	327,800	366,800	383,100	404,500		
	67	229,000	282,300	328,500	367,500	383,700	404,800		
	68	230,100	283,200	329,300	368,200	384,300	405,100		
	69	230,800	284,200	330,100	368,500	384,700	405,300		
	70	231,500	285,000	330,800	369,100	385,200	405,600		
	71	232,100	285,800	331,500	369,800	385,700	405,900		
72	232,900	286,600	332,200	370,400	386,300	406,200			
73	233,700	287,400	332,700	370,700	386,600	406,400			
74	234,400	287,900	333,300	371,300	387,000	406,700			
75	235,100	288,300	333,800	372,000	387,400	407,000			
76	235,700	288,800	334,400	372,600	387,800	407,200			
77	236,400	288,900	334,700	373,000	388,100	407,400			
78	237,200	289,300	335,200	373,500	388,400	407,700			
79	238,000	289,500	335,600	374,100	388,700	408,000			
80	238,700	289,900	336,100	374,600	389,000	408,200			
81	239,400	290,100	336,500	375,100	389,200	408,400			
82	240,100	290,300	337,000	375,700	389,500	408,700			
83	240,800	290,700	337,500	376,200	389,800	409,000			
84	241,500	291,000	338,000	376,500	390,000	409,200			
85	242,100	291,300	338,300	376,900	390,200	409,400			
86	242,800	291,600	338,700	377,400	390,500				
87	243,500	291,900	339,200	377,800	390,800				
88	244,200	292,300	339,600	378,200	391,000				
89	244,900	292,600	339,900	378,600	391,200				
90	245,400	293,000	340,300	379,100	391,500				
91	245,800	293,300	340,800	379,500	391,800				

92	246,300	293,700	341,200	379,900	392,000				
93	246,600	293,800	341,400	380,200	392,200				
94		294,000	341,800						
95		294,400	342,300						
96		294,800	342,700						
97		295,000	342,800						
98		295,300	343,300						
99		295,700	343,700						
100		296,100	344,000						
101		296,300	344,300						
102		296,600	344,700						
103		297,000	345,100						
104		297,300	345,500						
105		297,500	346,000						
106		297,800	346,400						
107		298,200	346,800						
108		298,500	347,200						
109		298,700	347,700						
110		299,100	348,100						
111		299,500	348,400						
112		299,800	348,700						
113		299,900	349,200						
114		300,200							
115		300,500							
116		300,900							
117		301,100							
118		301,300							
119		301,600							
120		301,900							
121		302,300							
122		302,500							
123		302,800							
124		303,100							
125		303,400							
再任用警察職員	186,900	214,400	254,400	273,800	288,900	314,300	356,000	389,100	440,200

備考 この表は、別表第三研究職給料表の適用を受ける一般職員以外の一般職員に適用する。ただし、常勤を要しない警察職員及び臨時職員を除く。

別表第三 研究職給料表（第四条関係）

警察職員 の区分	職務の 等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	141,700	191,400	278,000	329,500	387,700
	2	142,800	194,000	280,400	331,700	390,600
	3	144,000	196,400	282,800	333,900	393,300
	4	145,100	198,800	285,200	335,900	396,100
	5	146,200	201,300	287,500	337,800	398,300
	6	147,500	203,600	289,700	339,900	401,000
	7	148,800	205,900	291,700	342,000	403,700
	8	150,100	208,100	293,700	344,000	406,400
	9	151,200	210,200	295,900	345,900	409,000
	10	152,900	212,500	298,500	347,900	411,600
	11	154,500	215,000	301,100	350,000	414,300
	12	156,100	217,300	303,900	352,000	417,100
	13	157,600	219,500	306,100	354,000	419,700
	14	159,500	221,900	308,700	355,900	422,400
	15	161,400	224,300	311,200	357,700	425,200
	16	163,400	226,700	314,000	359,600	427,900
	17	165,200	229,000	316,600	361,500	430,400
	18	167,400	231,800	318,800	363,400	433,000
	19	169,600	234,700	321,000	365,300	435,500
	20	171,700	237,600	323,100	367,300	438,100
	21	173,900	240,100	325,400	368,900	440,600
	22	176,300	242,800	327,400	370,900	443,200
	23	178,600	245,300	329,400	372,700	445,800
	24	180,900	248,000	331,400	374,600	448,300
	25	183,000	250,700	333,500	376,100	450,500
	26	185,200	253,100	335,400	377,800	452,800
	27	187,300	255,400	337,200	379,700	455,300
	28	189,400	257,600	339,100	381,600	457,800
	29	191,500	260,300	341,000	383,400	460,300
	30	193,300	262,500	342,700	385,300	462,800
	31	195,100	264,400	344,200	387,200	465,300
	32	196,800	266,500	345,900	389,100	467,800
	33	198,600	268,400	347,300	390,700	470,100
	34	200,500	270,400	348,700	392,500	472,500
	35	202,400	272,500	350,200	394,100	474,900
	36	204,300	274,400	351,700	395,900	477,400
	37	206,000	276,300	353,000	397,100	479,800
	38	207,900	277,800	354,400	398,600	482,300
	39	209,800	279,000	355,700	400,000	484,700
	40	211,700	280,500	357,100	401,400	487,200
	41	213,600	281,900	357,900	402,800	489,500
	42	215,500	282,900	359,000	404,100	491,700
	43	217,400	283,900	360,200	405,600	493,900

	44	219,300	284,900	361,300	407,200	496,100
	45	221,000	285,600	362,500	408,600	497,800
	46	222,900	286,800	363,700	409,800	499,300
	47	224,700	288,000	365,000	411,400	500,900
	48	226,500	289,200	366,100	413,000	502,400
	49	228,200	290,600	367,200	414,300	504,100
	50	230,000	291,900	368,500	415,700	505,500
	51	231,700	293,000	369,800	417,200	506,900
	52	233,400	294,100	371,100	418,600	508,400
	53	234,900	295,300	371,800	420,000	509,500
	54	236,700	296,500	372,800	421,400	510,700
	55	238,400	297,800	373,700	422,800	511,900
	56	240,000	298,900	374,700	424,200	513,100
	57	241,400	300,000	375,500	425,300	514,000
	58	242,600	301,100	376,300	426,600	515,000
	59	243,600	302,300	377,000	428,000	516,000
再任用警察職員以外の警察職員	60	244,700	303,500	377,700	429,300	517,000
	61	245,800	304,400	378,300	430,100	518,100
	62	246,900	305,500	379,000	431,000	519,000
	63	247,800	306,600	379,900	432,000	519,700
	64	248,900	307,700	380,800	432,900	520,400
	65	250,100	308,700	381,400	433,800	521,200
	66	251,200	309,800	382,200	434,600	522,000
	67	252,300	310,800	383,000	435,200	522,800
	68	253,200	311,800	383,800	436,000	523,600
	69	254,100	312,900	384,400	436,400	524,300
	70	255,500	313,900	385,100	437,000	525,100
	71	257,000	315,000	385,800	437,500	525,900
	72	258,400	316,100	386,500	438,000	526,700
	73	259,800	316,800	387,200	438,500	527,400
	74	261,200	317,800	387,800		
	75	262,600	318,900	388,400		
	76	263,700	320,000	389,100		
	77	264,800	321,100	389,800		
	78	266,000	322,100	390,400		
	79	267,300	323,000	391,000		
	80	268,400	323,900	391,600		
	81	269,800	325,000	392,200		
	82	271,100	325,800	392,800		
	83	272,400	326,500	393,400		
	84	273,600	327,300	394,000		
	85	274,700	327,800	394,500		
	86	275,800	328,300	395,000		
	87	277,100	328,800	395,500		
	88	278,300	329,300	396,200		
	89	279,300	329,600	396,600		
	90	280,500	330,100			
	91	281,600	330,600			

	92	282,800	331,100			
	93	283,800	331,400			
	94	284,800	331,800			
	95	285,800	332,300			
	96	286,800	332,800			
	97	287,300	333,300			
	98	288,200	333,800			
	99	288,900	334,300			
	100	289,800	334,800			
	101	290,700	335,300			
	102	291,400	335,800			
	103	292,100	336,300			
	104	292,800	336,800			
	105	293,500	337,300			
	106	294,000	337,700			
	107	294,500	338,200			
	108	295,000	338,600			
	109	295,200	339,100			
	110	295,600	339,500			
	111	295,900	340,000			
	112	296,200	340,400			
	113	296,500	340,900			
	114	296,800	341,300			
	115	297,100	341,800			
	116	297,400	342,200			
	117	297,700	342,700			
	118	298,100	343,100			
	119	298,400	343,500			
	120	298,800	343,900			
	121	299,100	344,300			
再任用警察職員		216,700	257,900	282,700	325,100	383,600

備考 この表は、犯罪鑑識及び研究業務に従事する一般職員で人事委員会が任命権者と協議して人事委員会規則で定めるものに適用する。

第二条 徳島県地方警察職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第十一条第一項に次のただし書を加える。

ただし、次項第一号及び第三号から第七号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける警察職員でその職務の等級が九級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける警察職員でその職務の等級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める警察職員（以下「行九級警察職員等」という。）に対しては、支給しない。

第十一条第二項中「前項の扶養親族とは」を「扶養手当の支給については」に、「その職員」を「その警察職員」に、「いう」を「扶養親族とする」に改め、同項第二号中「及び孫」を削り、同項中第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある孫
第十一条第三項を次のように改める。

3 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については一人につき六千五百円（行政職給料表の適用を受ける警察職員でその職務の等級が八級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける警察職員でその職務の等級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める警察職員（以下「行八級警察職員等」という。）にあつては、三千五百円）、前項第二号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については一人につき一万円とする。

第十二条第一項中「がある場合又は警察職員に次の各号の一に該当する」を「（行九級警察職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、行九級警察職員等から行九級警察職員等以外の警察職員となつた警察職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は警察職員に次の各号のいずれかに掲げる」に、「職員は」を「警察職員は、」に改め、「新たに警察職員となつた者に扶養親族がある場合又は警察職員に第一号に該当する事実が生じた場合において、その警察職員に配偶者が不在ときは、その旨を含む。」を削り、同項第一号中「としての」を「たる」に改め、「場合」の下に「（行九級警察職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至つた者がある場合を除く。）」を加え、同項第二号中「としての」を「たる」に、「前条第二項第二号、第四号又は第六号」を「扶養親族たる子又は前条第二項第三号、第五号若しくは第七号」に改め、「至つた場合」の下に「及び行九級警察職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至つた者がある場合」を加え、同項第三号及び第四号を削り、同条第二項中「に扶養親族」の下に「（行九級警察職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」を加え、「扶養親族」を「、行九級警察職員等から行九級警察職員等以外の警察職員となつた警察職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその警察職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその警察職員が行九級警察職員等以外の警察職員となつた日、警察職員に扶養親族（行九級警察職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るもの」に改め、「ない」の下に「場合においてその」を加え、「前項第一号」を「同項第一号」に、「生じた場合においては」を「生じたときは」に改め、「死亡した日」の下に「、行九級警察職員等以外の警察職員から行九級警察職員等となつた警察職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその警察職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその警察職員が行九級警察職員等となつた日」を、「の扶養親族」

の下に「（行九級警察職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」を加え、「すべて」を「全て」に、「としての」を「たる」に改め、同条第三項中「これを受けている警察職員に更に第一項第一号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている警察職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至つた場合、扶養手当を受けている警察職員について同項第三号若しくは第四号に掲げる事実が生じた場合又は警察職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた」を「次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた」に、「これらの」を「その」に、「扶養手当を受けている警察職員に更に第一項第一号」を「第一号又は第三号」に改め、「扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある警察職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至つた場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。」及び扶養手当を受けている警察職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある警察職員が配偶者のない警察職員となつた場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定」を削り、同項に次の各号を加える。

一 扶養手当を受けている警察職員に更に第一項第一号に掲げる事実が生じた場合

二 扶養手当を受けている警察職員の扶養親族（行九級警察職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で第一項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至つた場合

三 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るものがある行九級警察職員等が行九級警察職員等以外の警察職員となつた場合

四 扶養親族たる配偶者、父母等で第一項の規定による届出に係るものがある行八級警察職員等が行八級警察職員等及び行九級警察職員等以外の警察職員となつた場合

五 扶養親族たる配偶者、父母等で第一項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある警察職員で行九級警察職員等以外のものが行九級警察職員等となつた場合

六 扶養親族たる配偶者、父母等で第一項の規定による届出に係るものがある警察職員で行八級警察職員等及び行九級警察職員等以外のものが行八級警察職員等となつた場合

七 警察職員の扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた場合

第十三条第三項第一号本文中「額の二分の一」及び「額」を「額」に改め、同号ただし書を削る。

第十八条の四第二項第一号中「百分の九十」を「百分の八十五」に、「百分の百十」を「百分の百五」に改め、同項第二号中「百分の四十二・五」を「百分の四十」に、「百分の五十二・五」を「百分の五十」に改める。

（一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）

第三条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成二十一年徳島県条例第八十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「百分の百五十七・五」を「百分の百六十七・五」に改める。

第四条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「百分の百六十七・五」を「百分の百六十二・五」に改める。

附則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び第四条並びに附則第四項から第六項までの規定は、平成二十九年四月一日から施行する。
- 2 第一条の規定（徳島県地方警察職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第十八条の四第二項の改正規定を除く。）による改正後の給与条例の規定は平成二十八年四月一日から、第一条の規定（同項の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定及び第三条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の規定は同年十二月一日から適用する。

(給与の内払)

- 3 第一条の規定による改正後の給与条例の規定を適用する場合には、同条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与（徳島県地方警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十六年徳島県条例第七十六号）附則第七項から第十項までの規定に基づいて支給された給料を含む。）は、同条の規定による改正後の給与条例の規定による給与（徳島県地方警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第七項から第十項までの規定による給料を含む。）の内払とみなす。

（平成三十二年三月三十一日までの間における扶養手当に関する特例）

- 4 平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間は、第二条の規定による改正後の給与条例（以下この項から附則第六項までにおいて「第二条改正後給与条例」という。）第十一条第一項ただし書及び第十二条第三項第三号から第六号までの規定は適用せず、第二条改正後給与条例第十一条第三項及び第十二条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等については一人につき六千五百円（行政職給料表の適用を受ける警察職員でその職務の等級が八級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける警察職員でその職務の等級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める警察職員（以下「行八級警察職員等」という。）にあつては、三千五百円）、前項第二号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については一人につき一万円」とあるのは「前項第一号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については一万円、同項第二号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については一人につき八千円（警察職員に配偶者が不在の場合にあつては、そのうち一人については一万円）、同項第三号から第七号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については一人につき六千五百円（警察職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあつては、そのうち一人については九千円）」と、同条第一項中「扶養親族（行九級警察職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、行九級警察職員等から行九級警察職員等以外の警察職員となつた警察職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」と

あるのは「その旨（新たに警察職員となつた者に扶養親族がある場合又は警察職員に第一号に掲げる事実が生じた場合において、その警察職員に配偶者がな
いとときは、その旨を含む。）」と、同項第一号中「場合（行九級警察職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至つた者があ
る場合）」と、同項中「二 扶養親族たる要件を欠くに至つた者があつた場合（扶養親族たる子又は前条第二項第三号、第五号若しくは第七号（満六
十歳以上の者に係る部分を除く。）」に該当する扶養親族が、満二十二歳に達した日以後の最初の三月三十一日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至
つた場合及び行九級警察職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至つた者があつた場合を除く。）」とあるのは 三 扶養親族たる子又は扶養親族
つた者があつた場合（扶養親族たる子又は前条第二項第三号、第五号若しくは第七号（満六十歳以上の者に係る部分を除く。）」に該当する扶養親族が、満二十
たる父母等がある警察職員が配偶者のない警察職員となつた場合（前号に該当する場合を除く。）」
たる父母等がある警察職員が配偶者を有するに至つた場合（第一号に該当する場合を除く。）」
二歳に達した日以後の最初の三月三十一日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合を除く。）」

と、同条第二項中「扶養親族（行九級警察職員等

」

にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なつた日、行九級警察職員等から行九級警察職員等以外の警察職員となつた警察職員
に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその警察職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその警察職員が行九級警
察職員等以外の警察職員となつた日」とあるのは「なつた日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係
るものがない場合」と、「死亡した日、行九級警察職員等以外の警察職員から行九級警察職員等となつた警察職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規
定による届出に係るものがある場合においてその警察職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその警察職員が行九級警察職員
等となつた日」とあるのは「死亡した日」と、同条第三項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第一号、第二号若しくは第七号」と、「においては、その」
とあるのは「又は扶養手当を受けている警察職員について第一項第三号若しくは第四号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」
とあるのは「これらの日が」と、「第一号又は第三号」とあるのは「第一号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第一項の規定による届出
に係るものがある警察職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至つた場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並び
に扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある警察職員であつて配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないもの
が扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至つた場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）」、扶養手当を受けている
警察職員のうち扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るものがある警察職員が配偶者のない警察職員となつた場合における当該扶養親族たる子に係

第二項中「扶養親族（行九級警察職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なつた日、行九級警察職員等から行九級警察職員等以外の警察職員となつた警察職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその警察職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその警察職員が行九級警察職員等以外の警察職員となつた日」とあるのは「なつた日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、行九級警察職員等以外の警察職員から行九級警察職員等となつた警察職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその警察職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその警察職員が行九級警察職員等となつた日」とあるのは「死亡した日」と、同条第三項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第一号、第二号、第四号、第六号又は第七号」と、「第一号又は第三号」とあるのは「第一号」と、同項第二号中「扶養親族（行九級警察職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、同項第四号中「行八級警察職員等が行八級警察職員等及び行九級警察職員等」とあるのは「行八級以上警察職員等が行八級以上警察職員等」と、同項第六号中「行八級警察職員等及び行九級警察職員等」とあるのは「行八級以上警察職員等」と、「が行八級以上警察職員等」とする。

（人事委員会への委任）

7 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。